

# EU における食品ラベルの動向に関する調査



2022年9月

EuroVision&Associates

## 目次

はじめに .....	3
1. 背景 .....	6
2. FARM TO FORK 戦略 .....	7
3. 包装前面栄養表示ラベリング .....	9
3.1. NUTRI-SCORE 概要 .....	11
3.2. NUTRI-SCORE の算出方法 .....	12
3.3. ポイントシステム .....	13
3.4. 加盟国における NUTRI- SCORE の現在の適用状況.....	14
3.5. NUTRI- SCORE に反対する国々 .....	16
3.6. イタリアの独禁法当局による NUTRI-SCORE の禁止と反論.....	17
3.7. NO-NUTRISCORE アライアンスの活動 .....	18
3.7.1. No-Nutriscore に対する欧州消費者団体からの批判.....	19
3.7.2. Nutri-Score に対するフランス国内からの批判的見解 .....	20
3.8. NUTRINFORM.....	20
3.9. オリーブオイル論争.....	22
3.10. NUTRI-SCORE 論争における解決策の模索 .....	22
3.11. 北欧諸国の動き .....	23
3.12. EU理事会議長国チェコ及び欧州議会の方針、今後の動向.....	24
4. 日付表示の改訂 .....	26
4.1. 消費期限と賞味期限表示に関する企業の取り組みと今後の動向 .....	27
5. 特定の製品に対する原産地表示.....	29
5.1. 地理的表示 .....	29
5.2. デンマーク産フェタチーズの原産地表示に関する欧州司法裁判所(ECJ)の判決 .....	31
6. 持続可能な食品表示の枠組み .....	33
7. 結びに代えて.....	35

## はじめに

欧州委員会は2020年5月20日、欧州グリーンディールの一環として「公正で健康的かつ環境に優しい食料システムのためのFarm to Fork戦略」を発表した。同戦略には、EUとして取り組むべき27項目に及ぶアクションを発表しているが、このうちラベリングに関するアクションは下表のとおり、黄色でハイライトした4項目が含まれている<sup>1</sup>。

Farm to Fork戦略における27項目のアクション

アクション	発表時期	N°
持続可能な食料システムのための規制枠組みに関する提案	2023	1.
食料供給と食料安全保障を確保するための非常事態対策の策定	Q4 2021	2.
<b>持続可能な食料生産の確保</b>		
CAP戦略計画案が正式に提出される前に、CAPの9つの具体的な目標に取り組む各加盟国への勧告を採択	Q4 2020	3.
持続可能な農薬使用に関する指令の改正提案。これにより、農薬の使用とリスクおよび依存を大幅に削減し、統合的害虫管理を強化	Q1 2022	4.
生物活性物質を含む植物保護製品の上市を促進するための植物保護製品枠組みにおける関連施行規則の改正	Q4 2021	5.
農薬統計規則の改定を提案。これにより、データギャップを克服し、エビデンスに基づく政策決定を強化	2023	6.
動物輸送および動物の屠殺に関する法を含め、既存の動物福祉法の評価と改訂	Q4 2023	7.
畜産業の環境負荷低減のための飼料添加物規制の改正提案	Q4 2021	8.
農業会計データネットワーク規制の改正提案。持続可能な農業の実践の普及に貢献するため、農業持続可能性データネットワークに転換	Q2 2022	9.
集団行動における持続可能性に関するTFEU（EU機能条約）の競争ルールのスコープの明確化	Q3 2022	10.
一次生産者の連携を強化し、フードチェーンでの地位を支えるための立法的な取り組み及び透明性の向上のための非立法的な取り組み	2021- 2022	11.
EUの炭素農業（カーボン・ファーミング）イニシアチブ	Q3 2021	12.

<sup>1</sup> [https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:ea0f9f73-9ab2-11ea-9d2d-01aa75ed71a1.0001.02/DOC\\_2&format=PDF](https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:ea0f9f73-9ab2-11ea-9d2d-01aa75ed71a1.0001.02/DOC_2&format=PDF)

持続可能な食品加工、卸売、小売、接客、フードサービスの実践を促進		
食品産業が持続可能性を企業戦略に組み込むことを義務付けるなど、コーポレートガバナンスの枠組みを改善するためのイニシアチブ	Q1 2021	13
責任あるビジネスとマーケティングのためのEU規範と監視の枠組みを策定	Q2 2021	14.
加工食品の再製造を促進するため、特定の栄養素の最大値の設定を含む取り組みを開始	Q4 2021	15.
塩分、糖分、脂肪分を多く含む食品の普及を制限するための栄養プロフィールを設定	Q4 2022	16.
食品接触材料に関する EU 法規制の改正に関する提案。食品安全性の向上、市民の健康確保、環境負荷（フットプリント）の低減	Q4 2022	17.
持続可能な製品の普及と供給を確保するための、農水産物・養殖物に関するEUマーケティング基準の改訂を提案	2021- 2022	18.
単一市場の規則を施行し、食品偽装に取り組むための協調を強化OLAF（欧州不正対策局）の調査能力の利用強化の検討を含む	2021- 2022	19.

持続可能な食品の消費を促進し、健康的で持続可能な食生活への移行を促進		
消費者が健康に配慮した食品を選択できるようにするための包装前面栄養表示の調和ある義務化に関する提案	Q4 2022	20.
特定の製品に原産地表示を義務付ける案	Q4 2022	21.
学校及び公共機関において、有機製品を含む健康的で持続可能な食生活を促進するために、持続可能な食品調達のための最小限の義務的基準設定の最良の方法を決定	Q3 2021	22.
消費者が持続可能な食品を選択できるようにするための持続可能な食品表示の枠組みの提案	2024	23.
持続可能な生産と消費への貢献を強化するための、EUの農産物・食品振興プログラムの見直し	Q4 2020	24.
健康的で持続可能な食品に再び焦点を当て、EUの学校教育制度の法的枠組みを見直し	2023	25.

食品ロスと廃棄物の削減		
食品廃棄物削減のためのEUレベルの目標に関する提案	2023	26.
日付表示（「使用期限」と「賞味期限」）に関するEU規則の改正案	Q4 2022	27.

すなわち、健康的で持続可能な食生活への移行を目指した持続可能食品の消費を促す取り組みとしての以下3項目のアクションに加え、

- 20: 消費者が健康に配慮した食品を選択できるようにするための域内で調和された包装前面栄養表示を義務化する提案
- 21: 特定の製品に原産地表示を義務付ける提案
- 23: 消費者が持続可能な食品を選択できるようにするための持続可能な食品表示枠組みの提案

食品のロスと廃棄を避ける取り組みとして以下のアクションが計画されている。

- 27: 日付表示（「使用期限」及び「賞味期限」）に関するEU規則改正案

こうした食品情報分野におけるEUの措置は、域内市場の分断を減らし、EU全域で健康的で持続可能な食品へのインセンティブを備え、調和のとれた単一市場を促進すると期待されている。特に中小企業にとっては、各国の表示制度（詳細は後述）を個別に遵守する必要がなくなり、EU全域で同一の包装前面栄養表示制度を適用できるため、調和が進むことでメリットが生まれる<sup>2</sup>。また、欧州域内で統一された包装前面栄養表示の貼付がどのような制度設計の下で義務付けされるのかという問題は、日本からEUへの食品輸出企業にも影響を及ぼす。そのため、本報告書は、本年12月に予定されるEUとしての統一的な包装前面栄養表示の義務化提案を中心に、Farm to Fork戦略に盛り込まれた食品ラベル関連の取り組みに関する現在の動向及び今後の見通しを概観した。

<sup>2</sup> <https://www.europarl.europa.eu/legislative-train/theme-a-european-green-deal/file-mandatory-front-of-pack-nutrition-labelling#:~:text=The%20objective%20of%20establishing%20front,ing%20consumers'%20healthier%20food%20choices.>

## 1. 背景

EU における食品ラベル表示規制については、「最終消費者向け食品のラベル表示と広告について規定している指令」および「栄養ラベル表示に関する指令」の一部の規定が改正され、新たに2014年12月13日から「消費者への食品情報提供に関する規則（規則(EU) No 1169/2011）」が施行されている。このFIC (Food Information to Consumers) 規則の第26条3項では、食品の最終加工地がその食品の主成分の原産地と異なる場合、主成分の原産地を示すか、少なくとも食品の原産地と異なることを表示しなければならない、と定めている。また、同規則の第35条では、容器包装の背面に記載される義務的な栄養表示に加えて、その栄養素を容器包装前面表示 (FOPNL :Front-Of-Pack Nutrition Labelling、以下「FOPNL」) としてラベル貼付することが推奨されており、現在、欧州域内には複数のタイプの FOPNL が共存している<sup>3</sup>。

EU 加盟国の多くで体重過多と肥満の割合が増加し、食生活に起因する疾病の負担が大きいため、FIC 規則が採択されて以来、FOPNL に対する公共政策的な関心が高まっている<sup>4</sup>。FOPNL は、消費者が食品を購入する際に必要な栄養情報を一目で確認し、十分な情報を得た上で健康に配慮した選択ができるよう、視界に入りやすい場所にその主要な栄養情報を自主的に表示するものである<sup>5</sup>。

---

<sup>3</sup> 規則(EU) No 1169/2011 で定める表示義務のある一般的な項目及び特定ケースは下記参照。  
[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/jfile/report/07001670/report\\_food\\_label.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/07001670/report_food_label.pdf)

[https://food.ec.europa.eu/safety/labelling-and-nutrition/food-information-consumers-legislation/origin-labelling\\_en#:~:text=Article%2026\(3\)%20of%20Regulation,the%20origin%20of%20the%20food.](https://food.ec.europa.eu/safety/labelling-and-nutrition/food-information-consumers-legislation/origin-labelling_en#:~:text=Article%2026(3)%20of%20Regulation,the%20origin%20of%20the%20food.)

<sup>4</sup> <https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12749-Revision-of-food-information-to-consumers->

<sup>5</sup> [https://food.ec.europa.eu/system/files/2020-05/labelling-nutrition\\_fop-report-2020-207\\_en.pdf](https://food.ec.europa.eu/system/files/2020-05/labelling-nutrition_fop-report-2020-207_en.pdf)

## 2. Farm to Fork 戦略

前述の通り、EU は、Farm to Fork 戦略のベースラインとなる取り組みとして、域内に複数存在する FOPNL を一つに絞り、これを義務的表示制度として全域内で利用することを検討している。すなわち、同戦略は、持続可能な食品の消費を促す取り組みとして EU 製品に共通の栄養表示ラベルを適用することとしている。

このため、欧州委員会は、EU として統一的な FOPNL の枠組み策定に向け、幅広い関係者による協議と影響評価を経て、持続可能な食料システムと食品に関する共通の定義と一般原則および要件に取り組むことになった。この枠組みは、食品システムにおけるすべての関係者の責任についても言及することになる。また、この枠組みは、食品の持続可能性の性能に関する認証や表示、ならびに的を絞ったインセンティブなどと組み合わせることにより、事業者が持続可能な事業活動から利益を得ることを可能にし、EU 市場に上市されるあらゆる食品にとって標準となり、持続可能性の基準を漸進的に高めていくよう設計される<sup>6</sup>。

具体的には、欧州委員会は、消費者が十分な情報を得た上で、健康的かつ持続可能な食品を選択するよう影響を与えるために以下に取り組むこととしている。

- ・ 調和のとれた義務的な包装前面栄養表示を提案し、単一市場への影響を十分に考慮しながら、特定製品に原産地または産地表示の義務化拡大を提案する。
- ・ 自主的なグリーン・クレーム（環境に優しい製品のアピール）を調和させ、他の関連する取り組みとの相乗効果により、食品の栄養、気候、環境、社会的側面をカバーする持続可能な表示の枠組みを構築するための方法を検討する。
- ・ 特に視覚障害者の食品情報へのアクセスを改善するため、デジタル技術を含む他の手段で消費者に情報を提供する新たな方法を模索する。

なお、ラベリングには、食肉製品を含む幅広い農産物および食品関連製品を対象とし、動物福祉の保護に関する強化された指標を反映させる。また、欧州委員会は、フードチェーンを通じてよりよく価値を伝達するための動物福祉ラベルのオプションについても検討することとしている。

上記のような消費者への食品情報提供の一環として、EU は、持続可能な基準の普及を促すために、（EU レベルの持続可能な食品表示の枠組みを含む）新制度を設計し、多国間のフォーラムにおける国際的な持続可能性基準や環境フットプリント算定方法に関する作業をリードする。また、誤解を招くような情報についての規則の施行にもつなげる。

前述の通り、欧州委員会は、包装前栄養表示制度の調和のとれた義務化に関する提案を 2022 年末に発表することとしている<sup>7</sup>。これには、脂肪、飽和脂肪、砂糖、塩分を多く含む食品の販売促進を（食品ラベルの栄養および健康強調表示を通じて）制限するための「栄養プロフィール」の設定が含まれる。これは、食品に関する栄養および健康強調表示に関する規則（EC）1924/2006<sup>8</sup>で既に規定されている。また同提案は、消費者が健康に留意し、持続可能な食品を選択できるようにするための食品表示に関する規則と枠組みを伴う。同時に、食品のロスや廃棄を減らすため

<sup>6</sup> [https://food.ec.europa.eu/horizontal-topics/farm-fork-strategy/legislative-framework\\_en](https://food.ec.europa.eu/horizontal-topics/farm-fork-strategy/legislative-framework_en)

<sup>7</sup> [https://food.ec.europa.eu/system/files/2020-05/f2f\\_action-plan\\_2020\\_strategy-info\\_en.pdf](https://food.ec.europa.eu/system/files/2020-05/f2f_action-plan_2020_strategy-info_en.pdf)

<sup>8</sup> [https://www.fsai.ie/uploadedfiles/cor\\_reg1924\\_2006.pdf](https://www.fsai.ie/uploadedfiles/cor_reg1924_2006.pdf)

に、日付表示（「使用期限（use by）」と「賞味期限（best before）」）に関する EU 規則の改正を提案し、これらの表示の使用と理解の向上を図る<sup>9</sup>。

こうした基本設計を基に、欧州委員会は、2020 年 12 月、消費者への食品情報の提供に関する規則（EU）No 1169/2011<sup>10</sup>の改訂の一環として、これらの発表をフォローアップするための「初期影響評価（Inception Impact Assessment）」を発表した<sup>11</sup>。同評価は、欧州委員会の計画について市民や利害関係者に知らせることであり、意図する取り組みについて意見を述べる機会を提供し、今後のコンサルテーションに対する効果的な参加を可能にすることを目的として行われた<sup>12</sup>。

本報告書は、欧州委員会が今後提案する食品ラベルの各制度の改革を巡る現在の動向及び見通しを明らかにする。この一環として、様々な EU 加盟国が使用しているさまざまなタイプの FOPNL 制度についても概説する。特に Nutri-Score を使用する加盟国と NutrInform を支持する加盟国が対立する中での政治的、法的、経済的な議論も紹介する。

また、FOPNL を巡る主な議論だけでなく、全体的な政策実施の動向と方向性への理解を深めるため業界内及び政治的な議論も紹介する。さらに、以下 3 における FOPNL に関する動向を補完する形で、4 以降では、日付表示、特定の製品に対する原産地表示、持続可能な食品表示枠組みの取り組みに関する最新の動向及び今後の見通しについて解説する。

---

<sup>9</sup> <https://www.eufic.org/en/food-production/article/the-eu-farm-to-fork-strategy-can-we-make-the-european-food-system-healthier-and-sustainable>

<sup>10</sup> <https://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:304:0018:0063:en:PDF>

<sup>11</sup> [https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12749-Food-labelling-revision-of-rules-on-information-provided-to-consumers\\_en](https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12749-Food-labelling-revision-of-rules-on-information-provided-to-consumers_en)

<sup>12</sup>[https://www.fsai.ie/legislation/food\\_legislation/food\\_information\\_fic/farm\\_fork.html](https://www.fsai.ie/legislation/food_legislation/food_information_fic/farm_fork.html)

パブコメ結果については、以下参照。

[https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12749-Food-labelling-revision-of-rules-on-information-provided-to-consumers/public\\_consultation\\_en](https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12749-Food-labelling-revision-of-rules-on-information-provided-to-consumers/public_consultation_en)

### 3. 包装前面栄養表示ラベリング

上述の通り、欧州委員会は現在、Farm to Fork 戦略の一環として包装前面栄養表示（FOPNL）の義務化提案の策定に取り組んでいる。

栄養表示は、不健康な食環境のバランスを整えるのに役立つ一連の政策ツールの一つである。包装された食品や飲料に FOPNL をつけることで、購入時に消費者が健康的な食品と不健康な食品・飲料を区別できるよう、迅速で理解しやすい情報を提供することが可能となる<sup>13</sup>。その結果、食事や生活習慣に起因する病気の減少による生活の質向上や、それに伴う医療費の削減が期待できる。

また、上記の健康的で持続可能な栄養習慣及び食品表示制度の実現に向けた取り組みを通じ<sup>14</sup>、既存の消費者への食品情報の提供に関する EU 規則（EU）No 1169/2011 の将来の改訂に必要なステップを提供する<sup>15</sup>。そうした目標達成のための主な手段となるのが「欧州統一包装前面栄養表示制度」である<sup>16</sup>。

2022年5月20日、欧州委員会は、加盟国が EU 全体の栄養表示制度を導入するための法的枠組みをまとめた参考報告書（reference report）を発表した<sup>17</sup>。欧州委員会は、食品の栄養価に関する消費者の理解を深めるために、調和のとれた FOPNL 制度を採用することを計画している。そのため、同報告書の内容構成も、以下の通り包括的である。

- ① 歴史的背景
- ② 包装前面栄養表示に関する EU の法的枠組み
- ③ FIC 規則における追加的な表現・表示形式
- ④ その他の包装前面栄養表示制度
- ⑤ 栄養プロファイリング
- ⑥ EU レベルで実施または開発された包装前面栄養表示制度
- ⑦ 包装前面栄養表示制度のさまざまな形式
- ⑧ 加盟国および英国が承認または検討中の包装前面栄養表示制度
- ⑨ EU の民間事業者が開発した包装前面栄養表示制度
- ⑩ 国際レベルの状況
- ⑪ 消費者の関心、理解、反応、健康への影響
- ⑫ 食品事業者及び域内市場への影響
- ⑬ 理事会、欧州議会、地域委員会の立場と視点
- ⑭ EU 加盟国の国家主管庁の専門家 利害関係者
- ⑮ 国際機関

しかし、これは既存の FOPNL のうち、最も多くの EU 加盟国が現在採用している「Nutri-Score」と NutrInform の二大制度の支持国間（特に前者を支持するフランスと後者を支持するイタリア）

<sup>13</sup> [https://www.unicef.org/media/116686/file/Front-of-Pack%20Nutrition%20Labelling%20\(FOPNL\).pdf](https://www.unicef.org/media/116686/file/Front-of-Pack%20Nutrition%20Labelling%20(FOPNL).pdf)

<sup>14</sup> <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/ALL/?uri=CELEX%3A32006R1924>

<sup>15</sup> <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:32011R1169&from=FR>

<sup>16</sup> <https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12749-Revision-of-food-information-to-consumers->

<sup>17</sup> [https://food.ec.europa.eu/system/files/2020-05/labelling-nutrition\\_fop-report-2020-207\\_en.pdf](https://food.ec.europa.eu/system/files/2020-05/labelling-nutrition_fop-report-2020-207_en.pdf)

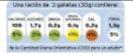
における激しい主導権争いを調整しようという欧州委員会の意向が表れているとみることができる<sup>18</sup>。

加盟国は長年にわたり、さまざまなモデルの栄養表示制度を開発してきたが<sup>19</sup>、EUレベルの現在の議論は、本質的に異なる二つの具体的な栄養表示スキームに焦点を当てている。フランスが2017年に採用した「Nutri-Score」と<sup>20</sup>、イタリアが2020年に採用した「NutriInform」である<sup>21</sup>。

現時点では、前者のNutri-Scoreは、フランス、ドイツ、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグ、スペイン(及びEU非加盟国のスイス)が支持し、NutriInformはイタリア、ギリシャ、キプロス、ルーマニア、ハンガリー、ラトビア、チェコ共和国が支持している<sup>22</sup>。

他の欧州諸国については、スウェーデン、デンマーク、リトアニアは公式にNutri-Scoreに反対していないが、北欧諸国で一般化している各食品カテゴリーで「最も優れた製品」を強調するKeyholeロゴを維持したい意向である。これは最も優れた製品のみが対象のため、包括的な義務表示スキームにはなりえない。従って、欧州委員会の欧州域内統一的な包装前面ラベル制度を目指すという方針に反するため、EUによる有力な選択肢の候補には位置づけられていないと考えられる。なお、ポーランドなど、まだ公式に意見を表明していない国もある。

**Table 1 – Typologies and formats of FOP nutrition labelling schemes implemented/proposed/announced at Member States' and UK level**

Taxonomies put forward in the literature				Examples of FOP schemes		Developer	EU Member State
Nutrient-specific labels	Numerical	Non-directive	Reductive (non-interpretative)	Reference Intakes label		Private	Across the EU
				NutriInform Battery		Public	IT
	Colour-coded	Semi-directive	Evaluative (interpretative)	UK FOP label		Public	UK
				Other 'traffic light' labels		Private (retailers)	PT, ES
Summary labels	Positive (endorsement) logos	Directive	Evaluative (interpretative)	Keyhole		Public	SE, DK, LT
				Heart/Health logos		NGO Public	FI SI HR
				Healthy Choice		Private	CZ, PL Phased out in NL
	Graded indicators			Nutri-Score		Public	FR, BE ES, DE, NL, LU

<sup>18</sup>[https://www.cep.eu/fileadmin/user\\_upload/cep.eu/Studien/cepInput\\_Nutritional\\_Labelling/ceInput\\_European\\_Front-of-pack\\_Nutritional\\_Labelling\\_Scheme\\_How\\_to\\_Foster\\_Consensus.pdf](https://www.cep.eu/fileadmin/user_upload/cep.eu/Studien/cepInput_Nutritional_Labelling/ceInput_European_Front-of-pack_Nutritional_Labelling_Scheme_How_to_Foster_Consensus.pdf)

<sup>19</sup> <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/GA/TXT/?uri=CELEX:52020DC0207>

<sup>20</sup> <https://www.foodnavigator.com/Article/2017/10/31/Nutri-Score-labelling-comes-into-force-in-France>

<sup>21</sup> <https://www.mise.gov.it/index.php/it/per-i-media/notizie/2040704-made-in-italy-notificato-alla-commissione-ue-il-sistema-di-etichettatura-NutriInform-battery>

<sup>22</sup> <https://www.politicheagricole.it/flex/cm/pages/ServeBLOB.php/L/IT/IDPagina/16338>

### 3.1. Nutri-Score 概要

Nutri-Score (5色栄養表示、5-CNL) は、5色の栄養表示で<sup>24</sup>、食品の総合的な栄養価を示す栄養評価システムを簡素化している。フランス政府は、2017年3月、このシステムを業界や小売業者から提案されたいくつかのラベルと比較した後、食品に表示すると決定した<sup>25</sup>。加えて、ベルギー、スペイン、ドイツ、オランダのみならず、世界保健機関 (WHO) <sup>26</sup>からも共同研究の実施などを通じ、その有用性が認められている。

これは、英国食品基準庁の栄養プロファイリング・システム (FSA スコア) を基に開発されたプロファイリング・システムに依拠している<sup>27</sup>。フランスの公衆衛生機関である Santé Publique France<sup>28</sup>が、ソルボンヌ・パリ北大学の Serge Hercberg 教授の研究成果を基に作成したものである。このシステムの開発には、フランスの食品・環境・労働衛生安全庁 (ANSES)、公衆衛生高等評議会 (HCSP) も関与している。同システムは、その方法論の特性上、EUの一部加盟国が広く使用するために導入することはかなり難しいとみられている<sup>29</sup>。

Nutri-Score システムは、上述の通り、2017年にフランスで初めて自主的に実施されたが<sup>30</sup>、近年では、他の国も国内市場での自主的な使用を正式に受け入れることを決定している。ベルギ

---

<sup>23</sup> <https://www.raps.org/news-and-articles/news-articles/2020/6/global-front-of-pack-nutrition-labeling-schemes-im>

<sup>24</sup> <https://dieteticy.org.pl/nutriscore/>

<sup>25</sup> [https://www.thelancet.com/journals/lanpub/article/PIIS2468-2667\(18\)30009-4/fulltext](https://www.thelancet.com/journals/lanpub/article/PIIS2468-2667(18)30009-4/fulltext)

<sup>26</sup> <https://www.iarc.who.int/news-events/nutri-score/>

[https://www.lemonde.fr/sciences/article/2018/02/20/le-logo-nutritionnel-arrive-dans-les-rayons\\_5259488\\_1650684.html](https://www.lemonde.fr/sciences/article/2018/02/20/le-logo-nutritionnel-arrive-dans-les-rayons_5259488_1650684.html)

<sup>27</sup> <https://www.gov.uk/government/publications/the-nutrient-profiling-model>

<sup>28</sup> <https://www.santepubliquefrance.fr/Sante-publique-France/Nutri-Score>

<sup>29</sup> <https://www.lefigaro.fr/conso/serge-hercberg-l-homme-qui-a-impose-le-Nutri-Score-20190705>

<sup>30</sup> <https://solidarites-sante.gouv.fr/prevention-en-sante/preserver-sa-sante/nutrition/Nutri-Score/article/Nutri-Score-un-etiquetage-nutritionnel-pour-favoriser-une-alimentation>

ー（2018年）<sup>31</sup>、スイス（2019年）、ドイツ<sup>32</sup>（2020年）、ルクセンブルク<sup>33</sup>（2020年）、オランダ<sup>34</sup>（2021年）などである<sup>35</sup>。

この制度の方法論に関しては、（後述の通り）賛否両論があり、EUのFarm to Fork戦略と合致するためには<sup>36</sup>、より包括的な表示制度となる必要性が指摘されている<sup>37</sup>。

最近、EUがNutri-Scoreを義務化しようとする動きが強まるにつれ、同制度に対する強い反発が出ている。特に、イタリアでは、独占禁止法当局 Autorita' Garante della Concorrenza e del Mercato (AGCM) が、パッケージ前面のFOPNLとしてNutri-Scoreラベルを使用している企業を調査し、使用禁止措置を打ち出す事態に発展した<sup>38</sup>（詳細は後述）。この調査には、イタリア企業のGS Spa、Carrefour Italia Spa、Pescanoa Italia Srl、Valsoia SpA、フランス企業のRegime Dukan Sas、Diet Lab、イギリス企業のWeerabix Ltd.、ドイツの製菓企業が含まれている。

### 3.2. Nutri-Scoreの算出方法

Nutri-Scoreのスコア算出方法は、2005年にオックスフォード大学のMike Rayner教授が提唱した概念に基づき<sup>39</sup>、3つのステップで構成されている。最初のステップでは、食品の栄養価が評価される。次のステップでは、チーズ、植物性・動物性油脂、飲料を除くすべての食品について同じ方法で計算されたスコアを算出する。次に、この2つのスコアを用いて、その食品を5段階のNutri-Scoreスケールに分類する。最終的には、ネガティブの栄養素（カロリー、飽和脂肪、糖分、塩分）とポジティブの栄養素（食物繊維、タンパク質、ナッツ類、果物、野菜）の両方を

<sup>31</sup> [https://www.rtbef.be/info/societe/detail\\_consommer-plus-sainement-le-Nutri-Score-debarque-officiellement-en-belgique?id=10185842](https://www.rtbef.be/info/societe/detail_consommer-plus-sainement-le-Nutri-Score-debarque-officiellement-en-belgique?id=10185842)

<sup>32</sup> <https://www.foodnavigator.com/Article/2019/10/01/Germany-plans-to-introduce-Nutriscore-This-is-a-milestone-in-nutrition-policy>

<sup>33</sup> [https://gouvernement.lu/en/actualites/toutes\\_actualites/communiqués/2021/07-juillet/05-campagne-information-nutriscore.html](https://gouvernement.lu/en/actualites/toutes_actualites/communiqués/2021/07-juillet/05-campagne-information-nutriscore.html)

<sup>34</sup> <https://business.gov.nl/amendment/new-nutri-score-label/>

<sup>35</sup> <https://www.foodnavigator.com/Article/2021/02/12/7-European-countries-team-up-to-propel-Nutri-Score-rollout>

<sup>36</sup> <https://www.eumonitor.eu/9353000/1/j9vvik7m1c3gyxp/vl8tofp7dtuc>

<sup>37</sup> <https://www.foodnavigator.com/Article/2020/09/22/Italy-digs-in-on-Nutri-Score-Consumers-currently-have-enough-information-about-the-nutritional-value-of-food>

<sup>38</sup> <https://foodmatterslive.com/article/italian-antitrust-launches-investigation-into-Nutri-Score-food-labelling-system/#:~:text=The%20AGCM%20has%20now%20launched,German%20company%20that%20produces%20sweets.>

<sup>39</sup> <https://www.cambridge.org/core/journals/public-health-nutrition/article/testing-nutrient-profile-models-using-data-from-a-survey-of-nutrition-professionals/5BDF8ABE7F1A48A352FBEEE079F11A88>

考慮して算出される。その結果得られたスコアに基づいて、食品に色と文字が割り当てられ、100g または 100ml あたりで計算される<sup>40</sup>。

プラスとマイナスの栄養素の内訳は、以下のとおり。

トータル N スコア - トータル P スコア = 栄養価スコア

■ Nutri-Score にネガティブな影響を与える製品成分 (N)

100g または 100ml あたりのエネルギーが高い  
高い糖分含有量  
飽和脂肪酸の含有量が多い  
塩分が多い

■ Nutri-Score にポジティブな影響を与える食品成分 (P)

果物、野菜、ナッツ類、豆類の含有量  
食物繊維の含有量  
タンパク質の含有量  
菜種、クルミ、オリーブオイルの含有量

### 3.3. ポイントシステム

計算の結果、飽和脂肪酸、糖分、塩分、カロリーなどの食事で制限すべきネガティブな成分を 0～10 ポイント、積極的に摂取すべきポジティブな成分を 0～5 ポイントとしている。食物繊維、タンパク質、果物、野菜、豆類、ナッツ類、菜種油などである。

ある製品のラベルの値、すなわち A、B、C、D、E の文字を決定するためには、ポジティブ成分について与えられたポイントの合計を、ネガティブな成分について与えられたポイントの合計から差し引く。

最終的なスコア (-15～+40 ポイント) に基づき、製品は 5 つの価値クラス (A～E) のいずれかに分類される。スコアが低いほど、その製品の栄養価は高いということになる<sup>41</sup>。

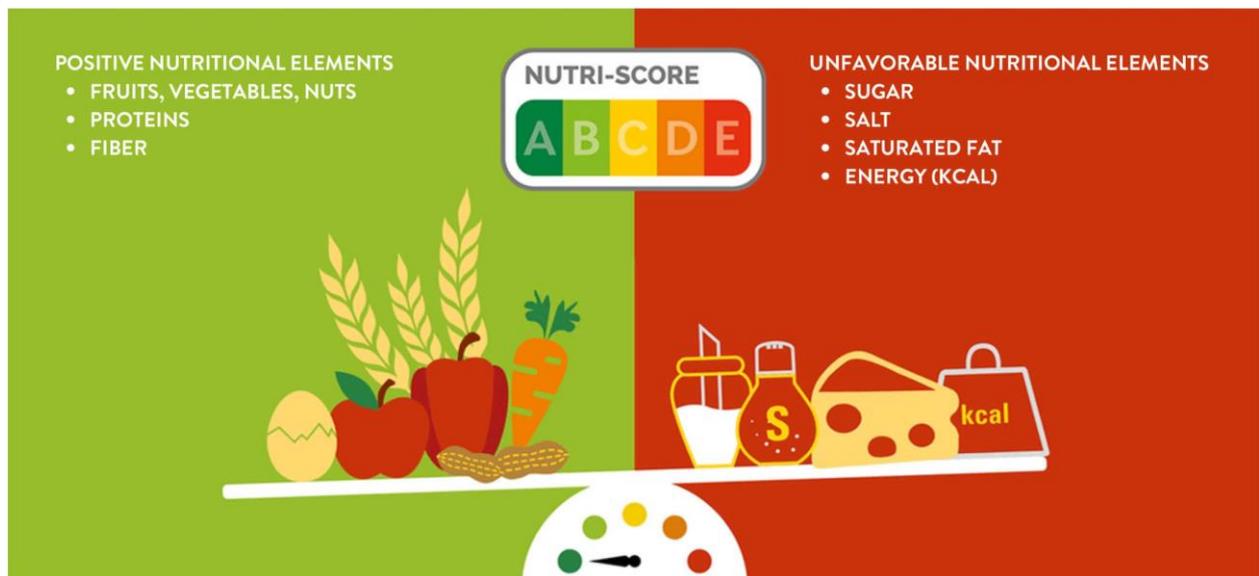
特定の食品の Nutri-Score は、5 つの分類文字で示され、「A」が最高得点、「E」が最低得点となる。このスコアには、通常の食品パッケージに記載されている、食品 100g あたりのいくつかの栄養情報の数値が含まれている。

その結果、Nutri-Score ラベルは、こうしたグラフィックで製品に表示され、A から E までのスコアが割り当てられる。

---

<sup>40</sup> [https://www.beuc.eu/sites/default/files/publications/beuc-x-2019-051\\_Nutri-Score\\_factsheet.pdf](https://www.beuc.eu/sites/default/files/publications/beuc-x-2019-051_Nutri-Score_factsheet.pdf)

<sup>41</sup> <https://www.santepubliquefrance.fr/en/Nutri-Score>



Nutri-Score は、義務的な栄養表示の対象とならない食品（欧州議会および理事会規則（EU）No 1169/2011<sup>42</sup>の付属書 V に記載）には使用されない。

このシステムの主な前提は、Nutri-Score のカラーラベルが常にパッケージの前面に表示されていることである<sup>43</sup>。その目的は、消費者が同じグループ（カテゴリー）の食品（異なるメーカーの食品も含む）の総合的な栄養価を比較できるようにすることである。その基本的意図は、消費者が同じようなパッケージの製品の中から、より多く摂取すべきものと、適度に（少量または少ない頻度で）摂取すべきものを区別し、十分な情報に基づいた選択を迅速に行えるようにすることである。しかしながら、その方法論の限界から、このシステムは栄養価の低い高度に加工された食品の消費を促進し、一方で天然、有機、地域産品を軽んじる可能性がある。このシステムは、異なるカテゴリーの製品の栄養価を比較するためのツールとしては意図されていない。消費者がこのことを知らなければ、製品パッケージに記載された情報が誤って解釈される可能性がある。

### 3.4. 加盟国における Nutri-Score の現在の適用状況

EU の法制度上、加盟国は一方向的に自国の食品表示制度を押し付けることはできず、EU に対し自国と同一のアプローチを採用するよう提言を行うことしかできない<sup>44</sup>。

現在、主な加盟国における Nutri-Score システムの適用状況は、以下の通り<sup>45</sup>。

- **フランス**：農家や食品業界が決定を延期したり遅らせようと反対したが、結局 2017 年初めにフランス保健省がこの制度を採用。2022 年 6 月 22 日、フランスの大手スーパーマーケットのカルフルは、自社のウェブサイト上で環境表示を開始し、オンライン上の全食品にエコスコアを適用すると発表した。この実験は、2022 年 10 月に結果が発表されるこ

<sup>42</sup> <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/PL/ALL/?uri=CELEX%3A32011R1169>

<sup>43</sup> <https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC8467858>

<sup>44</sup> <https://www.connexionfrance.com/French-news/Pro-Nutri-Score-petition-on-European-food-labels-seeks-1m-signatures>

<sup>45</sup> <https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC8399905>

とになっており、カルフルは顧客のフィードバックや期待を分析し、計算方法の改善の可能性を浮き彫りにする予定である<sup>46</sup>。

- **ベルギー**：2019年4月2日より正式適用
- **スペイン**：2018年11月、María Luisa Carcedo 保健大臣は、Nutri-Score システムの自主的な実施を支持したが、その使用を規定する国内法の導入は行わなかった。
- **ポルトガル、スロベニア、オーストリア**では、2018年と2019年に、ネスレ<sup>47</sup>、オーシャン<sup>48</sup>、ダノン<sup>49</sup>などの食品会社が、当局が公式に推奨していないにもかかわらず、Nutri-Score を使用すると発表した。

Nutri-Score ラベルを支持する欧州7カ国(ベルギー、フランス、ドイツ、ルクセンブルグ、オランダ、スペイン、スイス)の関係当局は、2022年7月26日、支持国で組織する科学委員会が作成した(2022年6月29日発表)食品のNutri-Score アルゴリズムの進化(改訂版)を適用することに合意した<sup>50</sup>。

アルゴリズムの改訂は、欧州諸国が採択した栄養に関する勧告に沿って、Nutri-Score による特定のグループの食品の栄養面での評価を改善することを目的としている。

科学委員会は、今回、塩分含有量又は糖分含有量に基づく食品の区別の改善や食物繊維の豊富な全粒食品と精製食品の区別の改善を勧告しているほか、飽和脂肪酸を多く含まない油(オリーブ、ウォールナッツ、菜種等)の分類、砂糖を含む乳製品と砂糖を含まない乳製品の差別化や様々なタイプのチーズの差別化などに関しても改善を勧告している。

魚、特に脂肪分の多い魚はA及びBのカテゴリーに分類されるほか、塩分の少ないハードチーズはCのカテゴリーに分類される。また、砂糖を多く含む朝食用シリアルは、AではなくCのカテゴリーに分類される。飽和脂肪酸の含有量の少ない植物油は、Bのカテゴリーに分類される。

今後、これらの勧告に基づき Nutri-Score のアルゴリズムの改正が行われる事になる。なお、科学委員会は、2022年末までに飲料の Nutri-Score のアルゴリズムの改正に関する勧告を行う予定としている。

容器前面栄養ラベル表示として Nutri-Score の採用を推進するフランス、ベルギー、ドイツ、ルクセンブルク、オランダ、スペイン、スイスで構成される Nutri-Score 科学委員会は、2021年2月に、より多くの製品に表示されることを望み、より多くの企業や小売業者が Nutri-Score を採用できるよう、多国間連合体として力を合わせると発表した<sup>51</sup>。具体的には、以下の2つの異なる組織化を図り、協力することとしている。

<sup>46</sup> <https://www.euractiv.com/section/agriculture-food/news/eco-score-makes-its-entry-in-eu-front-of-pack-labelling-debate/>

<sup>47</sup> <https://www.reuters.com/article/us-nestle-labeling/nestle-to-use-Nutri-Score-nutrition-labeling-in-europe-idUSKBN1Y10YY>

<sup>48</sup> <https://www.esmmagazine.com/private-label/auchan-retail-portugal-adopts-Nutri-Score-brand-81402>

<sup>49</sup> [https://www.danone.com/content/dam/danone-corp/medias/medias-en/2018/localnews/Danone\\_in\\_Belgium\\_Danone%20to\\_begin\\_applying\\_NutriScore\\_labels\\_to\\_all\\_its\\_fresh\\_dairy\\_products.pdf](https://www.danone.com/content/dam/danone-corp/medias/medias-en/2018/localnews/Danone_in_Belgium_Danone%20to_begin_applying_NutriScore_labels_to_all_its_fresh_dairy_products.pdf)

<sup>50</sup> [https://gouvernement.lu/en/actualites/toutes\\_actualites/communiqués/2022/07-juillet/29-mpc-Nutri-Score.html](https://gouvernement.lu/en/actualites/toutes_actualites/communiqués/2022/07-juillet/29-mpc-Nutri-Score.html)

<sup>51</sup> <https://www.beuc.eu/news/pro-Nutri-Score-countries-join-forces-step-label-roll-out#:~:text=Official%20press%20releases%3A%20Belgium%2C%20France,factsheet%20on%20the%20Nutri%2DScore>

- ・国毎に最大2名の代表者が「運営委員会」に参加し、Nutri-Scoreをより多くの製品に表示できるように努力する。
- ・「科学委員会」において、科学的な検証やNutri-Scoreの適応の可能性を検討する。

上記の多国間連合体の形成発表時には、一部の参加国におけるNutri-Scoreの取り込みに関する新しいデータも明らかにされた。例えば、ドイツでは、2020年11月に導入されて以来、すでに116社が栄養表示の利用を登録した。フランスでは、Nutri-Scoreの展開を約束した食品会社数は、この7カ月間で約20%増加した（2020年7月の415社から2021年2月の約500社へ）という<sup>52</sup>。

### 3.5. Nutri-Scoreに反対する国々<sup>53</sup>

現在、EUレベルのNutri-Score採用に反対を表明している加盟国は、イタリア、チェコ、キプロス、ギリシャ、ハンガリー、ラトビア、ルーマニア、英国である。ポーランドは、前述の通り、政府は公式には反対せずNutri-Score容認とも見える姿勢だが、業界は明確に反対している。また、スウェーデンも、公式にはEUレベルの制度設計でもKeyholeの長所を活かしたいとする姿勢だが、国内は国際市場向けの製品にはNutri-Score受入れに傾くなど、複雑な様相となっている<sup>54</sup>。

このうち、イタリア政府は、Nutri-Scoreと競合する制度となるNutriInformを提案している。南欧諸国は全体的に、Nutri-Scoreは伝統的な地中海式の食生活を不利な立場に置くことを主張する<sup>55</sup>。

イタリアのStefano Patuanelli 農業・食品・林業政策大臣は、「イタリアの食品生産チェーン、政府、国会両院のすべての政党及び国内関連企業は、Nutri-Scoreに反対している」と、イタリア下院で述べた。さらに、「国民への情報提供ではなく、消費者の条件付けを目的としたシステム(Nutri-Score)に対して国を挙げて闘っている」と強調した。同大臣はさらに「イタリア政府は他のEU加盟国と積極的に協力し、フランス生まれの食品格付けおよび包装前面表示(Nutri-Score)システムの導入に反対する国々と団結しようとしている」と述べた<sup>56</sup>。イタリアとしては、フランスが推進する食品表示制度「Nutri-Score」は、自国の食品産業を脅かす存在であり、何とかその信頼性を崩したいとみてよい。

欧州全域を対象とした食品表示制度の導入をめぐる議論が活発化し、チェコ、スウェーデン、ギリシャ、英国が制度に反対する最新の国々となっており、方向性はますます不透明化しつつある<sup>57</sup>。欧州委員会と世界保健機関(WHO)は、その研究報告書において、透明でシンプルかつ直感的な食品表示システムの必要性を指摘している。しかし、どのような食品表示システムを推奨す

<sup>52</sup> <https://solidarites-sante.gouv.fr/IMG/pdf/nutriscorebilan3ans.pdf>

<sup>53</sup> <https://www.euractiv.com/section/agriculture-food/news/member-states-coalition-presents-latest-challenge-to-colour-coded-nutrition-label/>

<sup>54</sup> [https://www.asktheeu.org/en/request/8770/response/29238/attach/2/3%201%20Ares%202020%206859343%20NESTLE%20Annex%201.pdf?cookie\\_passthrough=1](https://www.asktheeu.org/en/request/8770/response/29238/attach/2/3%201%20Ares%202020%206859343%20NESTLE%20Annex%201.pdf?cookie_passthrough=1)

<sup>55</sup> <https://www.euractiv.com/section/agriculture-food/news/scientists-renew-support-for-Nutri-Score-amid-a-mediterranean-uprising/>

<sup>56</sup> <https://www.oliveoiltimes.com/business/italy-ramps-up-Nutri-Score-criticism/100755>

<sup>57</sup> <https://www.oliveoiltimes.com/business/countries-concern-over-Nutri-Score/88141?6dabcc493b04f433-LHR&6dabcc4972edf433-LHR>

るかについては明記していない<sup>58</sup>。すなわち WHO は、特定のラベリング方式を推奨する立場にはない。WHO は各国や研究機関に対し、異なる包装前面ラベル制度が消費者の行動や食事の選択に与える影響について、さらに情報を分析し、データを収集するよう奨励している<sup>59</sup>。

EU としては、共通の義務的な包装前面栄養表示システムの導入に向けて取り組んでおり、Nutri-Score システムはこれまでに多大な検証作業が済んでいる有力なソリューションの一つといえる。欧州委員会としては、「消費者が十分な情報を得た上で食事を選択するのに役立つため、EU レベルで調和のとれた制度を導入する」<sup>60</sup>ための提案を行うと表明するとともに、Nutri-Score を活用するとは具体的に表明していない<sup>61</sup>。

### 3.6. イタリアの独禁法当局による Nutri-Score の禁止と反論

イタリアの AGCM は、2022 年 7 月、Carrefour、Weetabix 及び Nutri-Score を使用しているその他の小売業者または食品メーカーに対し、イタリア国内で販売する製品、特に原産地名称保護 (PDO) などの地理的表示が付いたイタリアの食品について、Nutri-Score を削除するよう命じた<sup>62</sup>。

それを受けて 2022 年 8 月 17 日、Nutri-Score の開発を主導したフランスの Serge Hercberg 教授は、AGCM の判断を激しく批判した。S&P Global Commodity Insights の取材に応じた Hercberg 教授は、イタリア政府が新しいモバイルアプリとして推進している NutrInform のラベルシステムも批判した。

2021 年 12 月 20 日、AGCM は、Nutri-Score ラベルに基づいて最も健康的な食品の選択を買い物客にアドバイスする Yuka アプリを使用している 7 社に対して調査を開始した<sup>63</sup>。BEUC (Bureau Europeen des Unions de Consommateurs : 欧州消費者機構) や Nutri-Score の研究者双方がこの表示システムを擁護しているにも関わらず、AGCM は Nutri-Score を使用している各企業に対する一連の裁定を通じて、イタリアでこの表示を事実上非合法化した<sup>64</sup>。AGCM は、Nutri-Score は誤解を招くものであり、最も健康的な食品に付与される濃い緑色の枠の A から、最も健康的でない選択肢の赤い枠の E まで分類するために使用されているアルゴリズムは現実的でないという。AGCM は、このシステムは「判断を偏らせ、消費者が 1 日の栄養摂取量を満たす食生活を送るための適切な評価を行うことを促さない」と指摘する。また、AGCM は、「この点に関して欧州の法律がない限り、ある表示方法を他のものより優先させることはできない」とし、「Nutri-Score の使用を希望する者は、このシステムがアルゴリズムと科学的評価に基づいて開発されていることを証明すべきだ」と述べている。また、個人のニーズや栄養プロファイルを考慮していないこと、

<sup>58</sup> <https://op.europa.eu/en/publication-detail/-/publication/e9c86749-9b08-11ea-9d2d-01aa75ed71a1/language-en>

<sup>59</sup> <https://www.who.int/news/item/27-09-2021-state-of-play-of-who-guidance-on-front-of-the-pack-labelling>

<sup>60</sup> <https://shop.bdspublishing.com/store/bds/detail/product/3-190-9781786768421>

<sup>61</sup> <https://www.efsa.europa.eu/en/news/efsas-scientific-advice-inform-harmonised-front-pack-labelling-and-restriction>

<sup>62</sup> <https://connect.ihsmarket.com/master-viewer/show/phoenix/4508487>

<sup>63</sup> <https://www.beuc.eu/letters/agcm-investigations-use-Nutri-Score-italian-market>

<sup>64</sup> <https://www.just-food.com/news/italy-passes-unfavourable-judgement-on-Nutri-Score-labelling-system/>

一食分の分量ではなく製品 100g あたりで計算されていることも明記する必要がある。パック前面のスペースは限られており、結果としてイタリアでは Nutri-Score ラベルは違法となる。

Serge Hercberg 教授は、「決定は全く科学的根拠に基づいていない。通俗的な主張と強力なイタリアのロビー（特に農民団体の Confagricoltura によるロビー）、さらにメディアや SNS で、大統領によって自らの権限を誇示するために流布されたフェイクニュースだ」と述べた。同教授は、特に、Confagricoltura が発表したプレスリリースにおいて、「Nutri-Score に関する同団体の見解を受け入れた」と、Massimiliano Giansanti 会長名で述べていることを問題視した<sup>65</sup>。Hercberg 教授は、NutriInform に関しては、「イタリアのロビー団体は支持しているが、国際的な専門家の団体は支持しておらず、消費者団体から広く批判されている」とし、「公衆衛生戦略の議論ではなく、純粋にイタリア国内の政治・経済問題のために Nutri-Score を拒否しようとする動きだ」と述べている<sup>66</sup>。

一方、Hercberg 教授は、「18 カ国以上（欧州 6 カ国を含む）で 5 つの栄養ロゴを比較した数々の研究により、Nutri-Score は消費者が食品の栄養品質を比較するために最も有効なロゴだと明らかになった」として、Nutri-Score を EU の必須ラベルとすべきだとしている。欧州委員会が今後提案する FOPNL がどうなるとしても、Hercberg 教授は「欧州に義務付けられる唯一の栄養ロゴの選択は、科学と公衆衛生によって行うべきで、政治的経済的利益を守るためのものではない」としている。

### 3.7. No-Nutriscore アライアンスの活動

Nutri-Score への反対論を理解するためには、専門家と市民のグループによって作られた非公式な団体 No-Nutriscore アライアンスの取り組みにも注目する必要がある。同アライアンスは、Nutri-Score に基づく FOPNL に反対するマニフェストに署名した市民によって構成され、創設者は政策決定に強い影響力を持つロビイスト、Luciano Stella 氏である。同氏はブリュッセルを拠点とする若手経営者の団体・IBN(イタリアビジネスネットワーク)の議長、TEA(タクシーヨーロッパ連合)の事務総長、FEE(ヨーロッパ学生連合)、IEGE(欧州法経済研究所)、GII(イタリアンイニシアチブグループ)の理事会メンバーを兼任し、現在は、ANCI(イタリア全国自治体協会)と No-Nutriscore アライアンスの顧問も務めている。

このアライアンスは、Nutri-Score を欧州全域の FOPNL として使用することへの反対運動をリードする主な圧力団体といえる。その活動は、加盟国や EU の政策立案者に、Nutri-Score ラベルは Farm to Fork 戦略のツールとならないとし、他の効果的なソリューションを検討するよう働きかけることである。

同アライアンスの主な主張は以下の通り。

- Nutri-Score は、Farm to Fork 戦略における FOPNL 義務化規定を満たしていない。
- Nutri-Score は曖昧で不透明であり、消費者の健康的な食生活の啓蒙に貢献しない。
- 栄養特性を誤って判断する不正確なアルゴリズムに基づいている。健康的な食生活を送るために必要な栄養素に関する情報が欠けている。
- Nutri-Score のスコアをよいものにするために、食品に施された科学的な修飾を消費者に知らせず、従来のもよりも優れた栄養価を主張するために人為的に作られた新しいカテゴリーの食品を生み出すことを助長する。

<sup>65</sup> <https://www.efanews.eu/item/26073-Nutri-Score-banned-by-italian-anti-trust-authority.html>

<sup>66</sup> <https://connect.ihsmarkit.com/master-viewer/show/phoenix/4508487>

- Nutri-Score は反競争的、操作的であり、市場を歪めている。それどころか、これらの新しいラベルは、伝統的な農業生産とサプライチェーン、およびそれに関連する雇用市場を危険にさらす。

### 3.7.1. No-Nutriscore に対する欧州消費者団体からの批判

EU におけるラベル義務化をめぐる論争は、上記のような Nutri-Score に反対するロビー活動を加熱させている。

こうした中、BEUC は、No-Nutriscore アライアンスとブリュッセルのコンサルタント会社 Must & Partners が EU の透明性に関する行動規範に違反しているとして苦情を申し立てた。BEUC は、欧州委員会が将来の EU 全域における包装前面栄養表示に関する提案を策定している中、一部代理人 (Must & Partners<sup>67</sup>) が EU の意思決定者に接触し、秘密裏に代表する団体 (アライアンス) の見解を表明することは不当だ、と主張した<sup>68</sup>。

本来、法的には、EU の意思決定プロセスに影響を与えようとする組織は、EU Transparency Register (透明性登録簿) に登録しなければならない。BEUC は、コンサルタント会社 Must & Partners と No-Nutriscore アライアンスが、両者の関係の実態、代表する利益、資金源について誤解を招くような部分的な情報を提供している、と以下の通り懸念を表明した。

- Must & Partners と No-Nutriscore アライアンスが登録簿に記載している連絡先、電話番号、住所は同一のため、この 2 つの組織の関係を明らかにすべき。
- No-Nutriscore アライアンスは、スポンサーやパートナーに関する情報を一切開示していない。自らを「専門家と市民のグループによって作られた非公式な団体」であり、「いかなる形の公的または私的な財政支援も受けていない」<sup>69</sup>と説明しているが、透明性登録簿には 3 人の常勤ロビイストを記載しており、信頼性が薄い。
- Must & Partners の活動内容に「食品と健康 (Food & Health)」が含まれているが、この項目には食品セクターのクライアントの記載はない。しかし、Must & Partners は現在も食品セクターのために積極的に活動しており (例えば、食品関連イベントに参加するなど)、そうした情報を適切に開示していないと考えられる十分な根拠がある。

BEUC の Monique Goyens 事務局長は、本件に関し、以下のようにコメントしている。

「No-Nutriscore アライアンスは、コンサルタント会社 Must & Partners を通じ、自らのクライアントの利益を守ろうとしていることを隠匿した粉飾団体に過ぎない。(中略) EU の将来の包装前面ラベルという重要な政策的議論は、公正な方法で行われなければならない。BEUC は、科学的根拠に基づき、数年にわたり Nutri-Score を支持してきたと公表している。我々は、科学的根拠に基づき、利害関係がオープンに宣言されている限り、このテーマに関する議論を歓迎する。しかし残念ながら、No-Nutriscore アライアンスの周りには、透明性のない企業の影がみえる。EU 透明性登録簿によって、これら 2 つのグループの真の関係が明らかにされるべき。」

<sup>67</sup> <https://ec.europa.eu/transparencyregister/public/consultation/displaylobbyist.do?id=080551814378-33>

<sup>68</sup> <https://ec.europa.eu/transparencyregister/public/consultation/displaylobbyist.do?id=294186444812-81>

<sup>69</sup> <https://www.beuc.eu/press-releases/beuc-calls-eu-investigation-anti-Nutri-Score-lobby-groups-over-suspected-breach>

### 3.7.2. Nutri-Score に対するフランス国内からの批判的見解

一方、Nutri-Score に対しては、イタリアのみならず、導入の先導役となっているフランス国内からも批判はある。例えば、Nutri-Score は、ADEME の農業データベース「Agribalyse」をもとに、製品の生産、包装、輸送が環境に与える影響を 1~100 の範囲で点数化したスコアをつけている。（これをライフサイクル分析という）しかし、持続可能な畜産業を目指す NGO の CIWF France などは、この方法では生物多様性へのダメージや農薬の影響が適切に考慮されていないと批判している。

同 NGO によれば、ライフサイクル分析は工業製品を評価するために考案され、キログラムまたはリットル単位の生産量のみに基づくもので、農薬や抗生物質の使用、健康、土壌、大気、水質への影響が考慮されていない。また、有機農法や放し飼い農法が生物多様性や動物福祉に与える影響も指標に含まれていない。この方法で計算された影響は「不完全なために誤り」であり、「異常な方法で集約的農業に有利に働く可能性がある」と警告している。

しかし、製品の原産国、季節、オーガニックや品質ラベルの有無、包装がリサイクル可能かどうかなどによって、最初のスコアに加点または減点するボーナス制度を追加することでこれらの欠点を補うこともできる<sup>70</sup>。

### 3.8. NutrInform

イタリアの 4 つの省庁（保健、農業、外務、経済開発）の専門家、食品科学者、農業界と産業界の代表からなるワーキンググループによって考案・作成された「NutrInform Battery」<sup>71</sup>は、製品に関する栄養知識を高め、消費者によるより詳しい選択や生産者側のより責任ある行動を促すことができるツールとされている。NutrInform は客観的なデータに基づいており、食品の個々のカテゴリーではなく、食事全体の栄養価を測定することを目的としている<sup>72</sup>。

NutrInform は、推奨される食品 1 食分に含まれるエネルギー、脂肪、糖分の割合を電池の記号で表示する。NutrInform の支持者は、そのアプローチにより、1 日の最適な摂取量という、より論理的で首尾一貫した文脈で消費をとらえることができると主張している。イタリアの Teresa Bellanova 農業大臣によれば、このシステムは「罰則を与えるものではなく、良い悪いの成績をつけるものでもない」<sup>73</sup>。

以下において、ラベリングの仕組みの一例を紹介する。

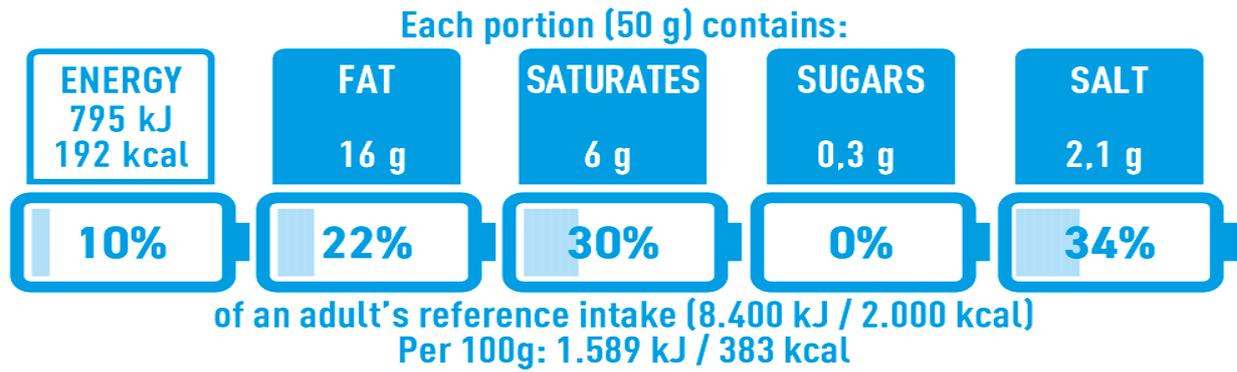
---

<sup>70</sup> <https://www.euractiv.com/section/agriculture-food/news/eco-score-makes-its-entry-in-eus-front-of-pack-labelling-debate/>

<sup>71</sup> 電池の形をした表示のため正式名称は NutrInform Battery だが、本報告書では NutrInform と略称を記している。

<sup>72</sup> <https://www.efanews.eu/en/item/23460-the-italian-NutrInform-battery-label-presented-at-the-italian-foreign-ministry.html>

<sup>73</sup> <https://www.europeanscientist.com/en/public-health/NutrInform-vs-nutriscore-italy-sets-stage-for-european-food-labelling-battle/>



2021年1月19日、2020年11月19日の政令によって栄養宣言を自主的に補完する表示として使用が定められた、イタリアの NutrInform ブランドの使用条件を明確にする、NutrInform「ユーザーマニュアル」がようやく発行された。

政府は、電池のグラフィックで表現されたこのロゴは、「交通信号管理システム (Nutri-Score を指す) とは異なり、全てイタリア製」だと強調する。Nutri-Score は食品に点数をつけるが、NutrInform は、食品に含まれるエネルギーと栄養素について消費者に知らせ、教育し、スーパーマーケットで健康的な判断をするための指針とする「教育的」な目的で作られた。

ユーザーマニュアルで導入された主な革新的な点の1つは、製品カテゴリーごとに標準的な分量のリストを定義し、それに基づいて NutrInform を計算することである。

マニュアルには、パッケージの正味重量と1回分の服用量の有無に基づいて分量を決定する実践例が以下のように記載されている。

- NutrInform のシステムは、パスタなどの大容量パッケージ商品の栄養計算において、分量を考慮した計算を行う。例えば、500g パックのパスタの場合、NutrInform システムの開発・表示は 80g (標準的な分量) で計算される。
- 直接販売または一部の販売単位となることを意図した1回分の分量では、2つのシナリオを考慮する必要がある。
  - 1回分 (クラッカー、スナック菓子、アイスクリーム、バーなど) の量が標準量より少ない場合: FOP 情報は1回分の量を言及する。
  - 1回分の量が標準量より多い場合: 推奨される重量より少なければ、NutrInform は1回分の量を言及する。

1回分の重量が標準量の2倍以上の場合: 大容量の製品の規制に従う。

なお、NutrInform を自主的に適用する場合は、同じ製品カテゴリーに属するすべての製品に順次拡大していくことが義務付けられている。この措置は、充填量が少ないことを特徴とする栄養プロファイルを持つ製品にのみロゴを適用することを防ぐために設けられた。市場の公平性を確保し、ある製品が他の製品より優位に立つことがないようにするためである。

NutrInform の導入により、すでに競合するラベリングシステムを利用している国々に経済的および政治的な緊張がもたらされていることは確かである。EU による欧州レベルでの前面栄養表示導入のシナリオが NutrInform の浸透とともに複雑になっている<sup>74</sup>。

<sup>74</sup> <https://regulatory.mxns.com/en/NutrInform-battery-publication-user-manual>

### 3.9. オリーブオイル論争

EU 域内の統一的な食品表示制度の検討が進む中、Nutri-Score に対して、オリーブオイル業界や政府関係者から厳しい目が向けられている。

原産地呼称保護を受けたバージンオリーブオイル業界は、FOPNL としての Nutri-Score を厳しく批判している。オリーブオイルは当初 Nutri-Score で D と評価されていたが、脂肪分の質（飽和脂肪酸ではなく一価不飽和脂肪酸）を考慮した結果、C に修正されたという経緯がある<sup>75</sup>。

オリーブオイルのような製品による Nutri-Score システムの表示をめぐる反対運動の核心は、Nutri-Score が、ナトリウム、砂糖、脂肪の含有量が比較的高いために、欧州で保護されている特定の単一食材の食品に、より幅広い健康効果を考慮せずに不当に低い評価を与えてしまうという根本的欠陥がある、というものである<sup>76</sup>。

地中海式の食生活の要であり、健康的な脂肪の主要供給源であるオリーブオイルは、心臓病のリスクを低減することが証明されているにもかかわらず、Nutri-Score では C としか評価されない。生産者は、この評価システムによってオリーブオイルという重要な製品の消費が控えられるのではないかと懸念している<sup>77</sup>。

### 3.10. Nutri-Score 論争における解決策の模索

2022 年 8 月 3 日、「Nutri-Score」を支持する欧州諸国 7 カ国が組織する科学委員会は、そのアルゴリズムにいくつかの改良を加えることを推奨した。Nutri-Score 科学委員会によると、これらの変更は、このシステムが適切な食事ガイドラインに沿うようにするために役立つという。

2021 年 2 月の採用以来、Nutri-Score のアルゴリズムとスコアリングは大きな論争を巻き起こしてきた。チーズ、生肉、オリーブオイルなどの食品とアルコールに対するシステムの低い等級付けは、フランスやイタリアなどの国から批判されている<sup>78</sup>。2022 年 5 月に欧州食品安全機関（EFSA）が Nutri-Score のアルゴリズムの有効性に疑問を呈し、このソリューションを EU 全域に展開する計画を台無しにしたことで、スコアリングシステムをめぐる議論はさらに高まった<sup>79</sup>。

Nutri-Score の科学委員会からの勧告は、このシステムが直面している問題に取り組み、食事のアドバイスとより一致させることを目的としている。重要なことは、この最初の変更点は、飲料ではなく、食品のみを対象としていることである。

改善点のうち、オリーブ、クルミ、菜種などの植物性油の分類改善が提案された。これらの油は他の油に比べて飽和脂肪酸が少ないが、現在は同じように低い等級にとどまっている。

<sup>75</sup> <https://www.oliveoiltimes.com/business/spanish-producers-join-concerns-over-Nutri-Score/88032>

<sup>76</sup> <https://www.devdiscourse.com/article/health/2117179-rampant-misinformation-on-diets-presents-a-serious-threat-to-public-health>

<sup>77</sup> <https://www.european-views.com/2021/05/challenges-for-europes-olive-oil-producers-continue-to-stack-up/>

<sup>78</sup> <https://foodmatterslive.com/article/Nutri-Score-proposal-alcohol-lowest-ranking-grade-criticised-france-italy/>

<sup>79</sup> <https://foodmatterslive.com/article/efsa-questions-validity-Nutri-Score-food-labelling-system/>

論争に対処することを目的としたもう一つの勧告は、特定の乳製品の評価の改善である。科学委員会によると、甘みのある乳製品とない乳製品、チーズの種類を区別する必要がある、あるものは他のものより健康的であるとしている。

科学委員会は、特定の脂肪分の多い魚もアルゴリズムで再検討する必要があるとしている。これらの魚はオメガ脂肪酸やビタミンの優れた供給源であり、消費者に健康的であることを示すために、より適切に分類されるべきであると述べている。

さらに、科学委員会は、糖分と塩分の含有量に基づく食品、全粒粉繊維の豊富な食品と精製された食品をより適切に区別する必要があると述べている。

科学委員会は、すでにこれらの改善点をアルゴリズムに採用することを決議している。2022年末までに、Nutri-Score の飲料の評価に関する同様の改訂が予定されているという。すべての改訂と提言が決まれば、科学委員会はそれに応じてアルゴリズムを微調整する作業を開始する予定である。変更の影響を受けるものには、ラベル変更を実施するための「十分な期間」が与えられるとしている<sup>80</sup>。

### 3.11. 北欧諸国の動き

欧州内が Nutri-Score 支持派と NutrInform 支持派に二極化する中で、栄養に関する勧告や表示に関する緊密な多国間協力を行ってきた長い歴史がある北欧諸国は、EU レベルの新たな FOPNL の有効性と信頼性を確保するために、最新の科学的証拠と徹底した影響評価に基づいた参加型のオープンな対話を通じた新制度の策定を望んでいる。

基本的には、北欧諸国は、FOPNL は栄養勧告、文書によるダイエット効果の明示、各国における現在の食事の課題に基づくべきで、商業的な利益の影響を受けるべきではないとしている。また、WHO の健康的な食生活を促進するための包装前ラベルの指導原則と枠組みマニュアル、およびコーデックス規格の栄養表示に関するガイドラインを認めている<sup>81</sup>。EU 域内で調和された FOPNL が北欧の長年の栄養政策を後退させないための重要な構成要素になるとしている。

北欧諸国は、1989年に導入され、現在デンマーク、ノルウェー、アイスランド、リトアニア、スウェーデンで自主的に使われている「Keyhole」<sup>82</sup>ラベルや、フィンランドで2000年から使われている「Heart Symbol」<sup>83</sup>から学んだ経験や教訓を提供してきた。両ラベルは、それぞれの基準に沿った製品を製造する企業が利用できる独立したラベルである。北欧諸国では消費者と生産者の双方から好評を得ている。両ラベルが信頼を得ている主な理由は、科学的根拠に基づき、政府主導で関係者が関与し、分かりやすく、よく知られていることだという。

また、北欧諸国は北欧栄養勧告（NNR）を共同で作成しており、これは国の栄養勧告、食品に基づく食事ガイドライン、そして Keyhole と Heart Symbol の科学的根拠となっている。NNR

---

<sup>80</sup> <https://foodmatterslive.com/article/Nutri-Score-algorithm-improvements-cheese-olive-oil-classifications/>

<sup>81</sup> [https://www.euro.who.int/\\_\\_data/assets/pdf\\_file/0007/384460/Web-WHO-HEN-Report-61-on-FOPL.pdf](https://www.euro.who.int/__data/assets/pdf_file/0007/384460/Web-WHO-HEN-Report-61-on-FOPL.pdf)

<sup>82</sup> <https://www.livsmedelsverket.se/en/food-and-content/labelling/nyckelhalet>

<sup>83</sup> <https://www.sydanmerkki.fi/en/>

は2023年に第6版が発行される予定だが、その内容はEUレベルのFOPNLの基準に関する基礎的議論において有益とみられている<sup>84</sup>。

北欧閣僚評議会 (Nordic Council of Ministers) は、Keyhole、Heart Symbol、フィンランドの塩分警告ラベルに関する利用可能なデータの収集を開始し、これらがEUで調和されたFOPNLのアルゴリズムにどのように組み込むことが可能かを示すデータを取りまとめ<sup>85</sup>、2022年6月28日に欧州委員会に提供している<sup>86</sup>。

### 3.12. EU理事会議長国チェコ及び欧州議会の方針、今後の動向

2022年7月～12月までEU理事会の議長国を務めるチェコは、就任前の2022年5月25日の記者会見において、Nutri-ScoreよりもNutri-Infoを支持する姿勢を明らかにした。その理由に関しては、イタリアと同様で、例えば、「オリーブオイルとコーラをこのNutri-Scoreのアプローチで比較すると、コーラの方がオリーブオイルよりも健康に良いことになる」とした<sup>87</sup>。

チェコが従来からNutri-Score制度に反対してきた理由の一つとしてあげたのは、当該制度が消費者の誤解を招く可能性があるという点である。反対派は、Nutri-Scoreの色分け制度を批判し、その方法は食品の種類や分量を考慮していないとしている。チェコ政府EU代表部は、本件に係る議論は、次期議長国であるスウェーデンに引き継がれると示唆している。次期議長国スウェーデンとしても、加盟国の対応が大きく二分されている本件については、慎重な取り扱いを求められることになるとみられる。

一方、欧州議会は、2021年10月20日、EU包装前面栄養表示の義務化と整合化を求める決議(2020/2260(INI))を採択している。これには、食品の表示制限のための栄養プロフィールの設定も含まれ、依然として重要な意味を持つ<sup>88</sup>。また、同決議には、原料としての牛乳と肉の原産地表示の拡大も求めており、食品ロスの防止と削減のための日付表示に関する改訂案を歓迎する姿勢をみせている<sup>89</sup>。

また欧州議会は、2022年2月15日、欧州におけるがん対策の強化に関する報告書を発表した。同報告書ではアルコール飲料の表示について概説され、成分表と栄養情報の表示義務化を導入することで消費者へのより良い情報提供を支援するとしている<sup>90</sup>。これは、議会としては、癌と闘うためには、アルコールの乱用を抑制することは非常に必要だが、その消費を表示ラベルによって実質的に禁止することはできない、という基本スタンスをとっている。

これに関連し、欧州委員会は、2021年2月に発表した「Europe's Beating Cancer (ヨーロッパのがん撲滅)」計画において、がん予防に関する取り組みの中で、オンライン広告やプロモーション

<sup>84</sup> <https://www.norden.org/en/news/nordic-nutrition-recommendations-2022-join-work>

<sup>85</sup> <https://www.norden.org/en/declaration/nordic-countries-support-development-harmonised-front-pack-nutrition-labelling>

<sup>86</sup> <https://www.norden.org/en/news/nordic-ministers-write-eu-about-new-food-labelling>

<sup>87</sup> <https://www.euractiv.com/section/agriculture-food/news/green-deal-is-not-dead-czech-agri-minister-states-ahead-of-eu-presidency/>

<sup>88</sup> [https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-9-2021-0425\\_EN.html](https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-9-2021-0425_EN.html)

<sup>89</sup> <https://assets.gov.ie/228465/fb6ad808-02a1-4258-85ca-8e2c76319059.pdf>

<sup>90</sup> [https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/CRE-9-2022-02-15-INT-2-018-0000\\_EN.html](https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/CRE-9-2022-02-15-INT-2-018-0000_EN.html)

<sup>91</sup> [https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/A-9-2022-0001\\_EN.html](https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/A-9-2022-0001_EN.html)

ヨンの制限、アルコールへの課税に関する EU 法の見直しなど、アルコール飲料に関するいくつかの規制を提案している。また、2022 年末までにアルコール飲料の成分表示と栄養成分表示を義務化することも提唱している。2023 年末までには、ラベルに健康に関する警告を表示することとしている<sup>92</sup>。

欧州委員会の提案は、こうした懸念を幅広く織り込んだものになる可能性が高い。消費者の購買行動を単純化しすぎたり、歪めてしまったりすることのないよう、利用しやすい栄養情報とのバランスを考慮した提案を行うことになるだろう。また、この提案は、ある加盟国の農業や経済的な利益が他の加盟国におけるそうした影響を上回らないようなバランスをとることになるといえる。これによって、この提案はより効果的に、協議に基づく EU の政策決定プロセスを通過することができる。EU としては、ウクライナ戦争、食料安全保障、エネルギーや食料コストの上昇により、FOPNL の決定プロセスを遅らせ、より差し迫った問題を優先させることになり、すでに苦境にある生産者やスーパーマーケットに新制度実施の準備を行う時間を与えることになるという事態は十分想定できる。

なお、欧州委員会による EU としての義務的な FOPNL の提案は、2022 年末の予定だが、欧州委員会の 12 月 21 日までのアジェンダにはまだ明記されていない。これを根拠に S&P Global Commodity Insights が欧州委員会に対し、提案は年内に行われぬ可能性があるのか、さらに、遅れる可能性があるとするれば、欧州委員会が Nutri-Score に傾いているため、Nutri-Score が、特定の植物油、チーズ、脂肪の多い魚が健康に良いことを認識できていないという批判などを踏まえて熟慮しているためなのか、とヒアリングしたところ、欧州委員会広報担当者の回答は、「アジェンダは現時点の大まかな予定であり、変更の可能性はある。(中略)唯一現時点ではっきりしているのは、消費者への食品情報に関する規則の改正案が今後数ヶ月のうちに採択される予定となっており、現段階では将来の EU 調和のとれた包装前栄養表示について何の選択もなされていない」というものだった。

---

<sup>92</sup> [https://www.europarl.europa.eu/thinktank/en/document/EPRS\\_BRI\(2021\)690563](https://www.europarl.europa.eu/thinktank/en/document/EPRS_BRI(2021)690563)

## 4. 日付表示の改訂

消費者が「消費期限」と「賞味期限」の意味を誤って解釈することが家庭での食品ロスの一因となる。前述の通り、Farm to Fork 戦略の一環として、欧州委員会は 2022 年末までに、日付表示に関する EU 規則の改正を提案する。これにより、欧州委員会は、日付表示の誤解や誤用に起因する食品ロスを防ぐとともに、提案されている変更が消費者の情報ニーズを満たし、食品の安全性を損なわないようにする狙いがある<sup>93</sup>。

消費期限と賞味期限の定義は以下のとおりとされている。

- 「消費期限」とは、食品の安全性に関するものである。適切に保存され、パッケージの開封や破損がなければこの期限までは食べることができるが、見た目やにおいに関しても期限を過ぎると食べられなくなる。主に新鮮な肉や魚、乳製品などの食品に使用される。
- 「賞味期限」とは、食品の品質に関するものである。この期限を過ぎた製品でも安全に消費できるが、食感や風味の点で最良の品質でなくなっている可能性がある。主に清涼飲料水などの製品や、缶詰、乾燥食品、冷凍食品に使用される<sup>94</sup>。

欧州委員会は、2021 年 12 月から 2022 年 3 月にかけて日付表示に関する EU 規則の改訂を裏付けるパブリックコンサルテーションを実施するとともに、食品廃棄物を削減しつつ消費者の情報ニーズを満たす新しい日付表示の表現方法を特定するための消費者調査も行ってきた。また、2020 年 12 月には、さまざまな政策オプションを検討し、これに関して実施される取り組みについて説明する初期影響評価（inception impact assessment）を行った<sup>95</sup>。

欧州委員会、欧州議会、Too Good To Go (食品ロス解消を目指して 2016 年にデンマークで誕生したアプリ)のデータによると、EU で毎年発生する 8800 万トンの食品廃棄物のうち、最大で 10% が日付表示に関連していると推定される<sup>96,97</sup>。このデータは、影響評価と消費者調査の結果を受けて、Farm to Fork 戦略のもと、2022 年末までに発表されるラベルの変更案に強い影響を与える内容である。

現段階では、言語、形式、視覚的表現のすべてが見直される予定である。

また、欧州委員会の調査では、製品の種類や加盟国によって、製品に表示される日付の使い方に違いがあることもわかった。特定製品に「賞味期限」を使用する傾向が強い加盟国がある一方で、「消費期限」を適用する加盟国もあった。

さらに、食品の安全性上明らかに日付の表示が必要で、「賞味期限」の表示がより適切であるにも関わらず、「消費期限」が表示されている商品もあった。一部の食品事業者は、国内規制のもとでは表示が不要な製品にも日付表示を適用していた<sup>98</sup>。

<sup>93</sup> [https://food.ec.europa.eu/horizontal-topics/farm-fork-strategy\\_en](https://food.ec.europa.eu/horizontal-topics/farm-fork-strategy_en)

<sup>94</sup> <https://www.unesda.eu/date-marking/>

<sup>95</sup> [https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12749-Food-labelling-revision-of-rules-on-information-provided-to-consumers\\_en](https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12749-Food-labelling-revision-of-rules-on-information-provided-to-consumers_en)

<sup>96</sup> <https://www.europarl.europa.eu/news/en/headlines/society/20170505STO73528/food-waste-the-problem-in-the-eu-in-numbers-infographic>

<sup>97</sup> [https://data.europa.eu/data/datasets/s2095\\_425\\_eng?locale=en](https://data.europa.eu/data/datasets/s2095_425_eng?locale=en)

<sup>98</sup> [https://data.europa.eu/data/datasets/s2095\\_425\\_eng?locale=en](https://data.europa.eu/data/datasets/s2095_425_eng?locale=en)

すでにラベルの改訂に踏み切っている国もある。例えば、ノルウェーでは2018年に、食品業界が「Best before, often good after」または「not bad after」を製品に追加することに合意し、消費者にその日付を過ぎても味に問題はないことを明確化した<sup>99</sup>。

またアイルランドでは、欧州委員会の提案に沿って、国のラベル改革政策の策定作業が始まっている。現行の食品安全局規制では、食品の保存期間を、「賞味期限」または「消費期限」のいずれかで表示することが義務付けられている。政府は、食品事業者が日付表示における最善策を講じるための支援を必要としているとみている。しかし食品事業者は、日付表示が不要な場合にも表示を使用したり、食品安全性の観点から「消費期限」の方が適切な場合に「賞味期限」を使用するなど、最善策から意図的に逸脱することを選択することができる<sup>100</sup>。

欧州委員会は、食品事業者によるEUの関連規則の適用を支援するため、欧州食品安全機関(EFSA)に科学的意見を要請した。これは、食品事業者が「消費期限」か「賞味期限」のいずれか、もしくは適切な保存期間、保存条件、開封期限を設定するのに役立つ見込みである。この意見書は、日付表示の理解と使用を改善し、すべての関係者による食品の管理改善に貢献することで、食品廃棄物の削減に影響を与えようと考えられる<sup>101</sup>。

EUレベルの可能な選択肢を議論し、加盟国の公的機関、食品事業者、消費者やその他NGOなど、この分野に関与するすべての関係者の取り組みを支援するため、日付表示による食品ロスと食品廃棄に関するEUプラットフォームの専門分科会が設立された<sup>102</sup>。最近の会合は2022年7月5日に開催され、日付表示の慣行について議論した<sup>103</sup>。オランダの対応を説明した同国の農業自然食品省のTessa Ooijendijk氏とWageningen Food & Biobased ResearchのHilke Bos-Brouwers氏によると、単純な日付表示に加え消費期限と賞味期限を表す視覚的なマークを導入することで、消費者の購買行動に一定の影響を与えるという<sup>104</sup>。また、食品・接客業界のフードロス削減を目指すノルウェーのMatvettのAnne-Grete Haugen氏は発表の中で、柔軟性のある日付表示と日付表示に関するガイダンスの普及を提案している<sup>105</sup>。

#### 4.1. 消費期限と賞味期限表示に関する企業の取り組みと今後の動向

英国を主な拠点として事業を展開するスーパーマーケットチェーンのTescoとMarks and Spencer(M&S)の取り組みは、上記のような消費期限と賞味期限の改革に関し今後予測されるトレンドを反映しているとみられる。

<sup>99</sup> <https://www.euronews.com/green/2022/05/13/norway-turns-its-back-on-gas-and-oil-to-become-a-renewable-superpower>

<sup>100</sup> <https://assets.gov.ie/228465/fb6ad808-02a1-4258-85ca-8e2c76319059.pdf>

<sup>101</sup> [https://food.ec.europa.eu/safety/food-waste/eu-actions-against-food-waste/date-marking-and-food-waste-prevention\\_en](https://food.ec.europa.eu/safety/food-waste/eu-actions-against-food-waste/date-marking-and-food-waste-prevention_en)

<sup>102</sup> [https://food.ec.europa.eu/safety/food-waste/eu-actions-against-food-waste/eu-platform-food-losses-and-food-waste/thematic-sub-groups/date-marking-and-food-waste-prevention\\_en](https://food.ec.europa.eu/safety/food-waste/eu-actions-against-food-waste/eu-platform-food-losses-and-food-waste/thematic-sub-groups/date-marking-and-food-waste-prevention_en)

<sup>103</sup> [https://food.ec.europa.eu/system/files/2022-07/fw\\_eu-platform\\_20220705\\_sub-dm\\_agenda.pdf](https://food.ec.europa.eu/system/files/2022-07/fw_eu-platform_20220705_sub-dm_agenda.pdf)

<sup>104</sup> [https://food.ec.europa.eu/system/files/2022-07/fw\\_eu-platform\\_20220705\\_sub-dm\\_pres-02.pdf](https://food.ec.europa.eu/system/files/2022-07/fw_eu-platform_20220705_sub-dm_pres-02.pdf)

<sup>105</sup> [https://food.ec.europa.eu/system/files/2022-07/fw\\_eu-platform\\_20220705\\_sub-dm\\_pres-03.pdf](https://food.ec.europa.eu/system/files/2022-07/fw_eu-platform_20220705_sub-dm_pres-03.pdf)

2022年7月22日、M&Sは、商品の賞味期限と消費期限の表示システムを改革する計画を発表<sup>106</sup>。M&Sは、300以上の青果物のラベルから「賞味期限」を撤廃し、スタッフがスキャンして鮮度と品質を確認できる新しいコードに置き換えると発表した。この変更は、リンゴ、ジャガイモ、ブロッコリーなど、M&Sが販売する製品の85%に適用される予定であるが、M&Sはすでにこの試みは成功しつつあると発表している。

M&Sによると、賞味期限を撤廃することで、食べても安全かどうかを顧客自身で判断し、家庭で捨てる食品を減らすことができるとしている。M&Sは、2025年までに食品残渣の100%を再分配し、2030年までに食品廃棄物を半減させるという誓約を出している。

M&Sの責任者は、「私たちは食品ロス削減に取り組むと決意した。私たちのチームと供給元は、新鮮でおいしく、責任を持って調達された食品を、適当な価格で提供するために懸命に取り組んでおり、そのような農産物が捨てられることがないように、できる限りのことをする必要がある。(中略)そのためには革新的かつ野心的でなければならない。安全性の高い商品の賞味期限を撤廃し、商品の新しい販売方法を試し、顧客が残り物を適切に扱い、変化を受け入れられるよう働きかけていく。」とコメントしている。

環境保護団体WRAPの担当者は、「M&Sのこの取り組みは、食品廃棄物を削減し、気候危機への取り組みに貢献するものである。生鮮食品の日付表示を撤廃することで、買い物かご700万個分に相当する家庭での食品ロスを削減することが可能である。(中略)我々は、より多くのスーパーマーケットが、生鮮食品から日付表示を取り除くことによって、人々が自らの判断で食品を購入できるようにすることを可能にし、食品ロスの削減に先手を打つことを強く求める。」としている。

また同団体は2022年2月に発表した報告書の中で、プラスチック包装が食品ロスに拍車をかけていると主張している。その対応策として、青果物のバラ売りや賞味期限表示の撤廃、また適切な保存方法を表示することなどを提示している<sup>107</sup>。

一方、2022年10月8日、Tescoは家庭での食品ロスを削減するため、同年5月に既に実施していた70品目に加え、新たに116品目の青果物の賞味期限表示を撤廃することとした。このTescoによる食品ロス削減への取り組みも、Farm to Fork戦略の下での食品廃棄物への取り組み（まだ食べられる食品の廃棄を防ぐ）に資するものとなる<sup>108</sup>。

これらのスーパーマーケットチェーンの動きは、EUのFarm to Fork戦略の方針に沿ったラベル改革の具体的な事例であり、EU市場における賞味期限や消費期限表示の改革に関する今後の動向を把握する上で極めて重要といえよう。これらのチェーンは、主に英国で事業を展開しているが、EU加盟国でも大きな存在感を示していることから、EUの新たな規制との重複や整合性の確保が問われることになる。

---

<sup>106</sup> <https://packagingeurope.com/news/mands-to-remove-best-before-labels-from-fruit-and-vegetable-lines/8477.article>

<sup>107</sup> <https://wrap.org.uk/sites/default/files/2022-02/WRAP-Reducing-household-food-waste-and-plastic-packaging-Summary.pdf>

<https://packagingeurope.com/news/wrap-some-plastic-packaging-can-increase-food-waste/7926.article>

<sup>108</sup> <https://www.tescopl.com/news/2018/tesco-banishes-more-best-before-dates-as-shoppers-say-it-helps-reduce-food-waste/>

## 5. 特定の製品に対する原産地表示

原産地表示は、EU 市場において常に拡大し続けているプロセスであり、新たな製品の表示とともに発展している。最近の事例では、2022 年 6 月 23 日に、中米の地理的表示が新たに 11 件追加された。

新たに対象となった製品にはエルサルバドル産の 5 種類のプレミアムコーヒー豆が含まれる。Café Alotepec、Café Bálsamo Quezaltepec、Café Cacahuatique、Café Chichontepec、Café Tecapa Chinameca、そしてコスタリカの Tarrazú コーヒーである。この 2 カ国は、EU に世界トップクラスのコーヒーを供給する重要な国である。新たな対象製品品目には、エルサルバドルを代表する他の食品も含まれている。例えば Camarón Bahía de Jiquilisco (ヒキリスコ湾のエビ)、Chaparro (発酵した白トウモロコシの粒とサトウキビの汁で作った蒸留酒)、Jocote Barón Rojo San Lorenzo (小さな果物)、Loroco San Lorenzo (野菜)、Pupusa de Arroz de Olocuilta (米粉で作った厚めのパンで、El Salvador の象徴的国民食「pupusa」の特別仕様) などである。これら 11 品目は、EU において模造品や収奪品から保護されることになる。また、他の中米諸国においても、この協定に基づく地理的表示の追加保護の申請について審査中である<sup>109</sup>。

これらは、貿易当事者双方によって保護されることが期待されており、貿易協定の締結後に強化されることが多い。最も顕著なのは、2019 年に発効した日本・EU 経済連携協定の事例であり、同協定の締結後に、日本と欧州の製品は原産地表示によってそれぞれの市場で保護されることになった。例えば、2022 年には、ペコリーノ・サルドチーズ、吉川ナス、新里ねぎなどのいくつかの製品は、地理的表示によって貿易協定の枠組みの中で保護されることが決まった<sup>110</sup>。

### 5.1. 地理的表示

地理的表示とは、生産地と品質が明確に結びついた特定の商品に対する知的財産権を確立するものである。

地理的表示には、以下のものがある。

- **PDO**: 原産地名称保護 (食品およびワイン) <sup>111</sup>
- **PGI**: 地理的表示保護 (食品およびワイン) <sup>112</sup>
- **GI**: 地理的表示 (食品、蒸留酒および混成ワイン) <sup>113</sup>

EU の地理的表示制度は、特定の地域を原産地とし、その生産地域に関連した特定の品質や評判を持つ製品の名称を保護するものである。PDO と PGI の違いは、主に、製品の原料がどれだけその地域で生産されたか、あるいは生産工程がどれだけその地域内で行われたかに関連している。

<sup>109</sup> [https://ec.europa.eu/info/news/eu-protects-11-new-geographical-indications-central-america-2022-jun-23\\_en](https://ec.europa.eu/info/news/eu-protects-11-new-geographical-indications-central-america-2022-jun-23_en)

<sup>110</sup> [https://ec.europa.eu/info/news/eu-japan-additional-28-geographical-indications-protected-each-party-2022-feb-01\\_en](https://ec.europa.eu/info/news/eu-japan-additional-28-geographical-indications-protected-each-party-2022-feb-01_en)

<sup>111</sup> [https://agriculture.ec.europa.eu/farming/geographical-indications-and-quality-schemes/geographical-indications-and-quality-schemes-explained\\_en#pdo](https://agriculture.ec.europa.eu/farming/geographical-indications-and-quality-schemes/geographical-indications-and-quality-schemes-explained_en#pdo)

<sup>112</sup> [https://agriculture.ec.europa.eu/farming/geographical-indications-and-quality-schemes/geographical-indications-and-quality-schemes-explained\\_en#pgi](https://agriculture.ec.europa.eu/farming/geographical-indications-and-quality-schemes/geographical-indications-and-quality-schemes-explained_en#pgi)

<sup>113</sup> [https://agriculture.ec.europa.eu/farming/geographical-indications-and-quality-schemes/geographical-indications-and-quality-schemes-explained\\_en#gi](https://agriculture.ec.europa.eu/farming/geographical-indications-and-quality-schemes/geographical-indications-and-quality-schemes-explained_en#gi)

これは、使用される原料の量と時間の双方で判断される。PDO は生産の全段階がその地域内であることが求められるが、PGI は製品の生産の少なくとも 1 段階がその地域内であることが求められる。GI は、EU の品質保証制度の下、農産物、ワイン、蒸留酒を対象としているが、蒸留酒と混成ワインについては固有の規定がある<sup>114</sup>。

EU では、5,000 以上の GI（地理的表示/EU および非 EU）が保護されている。これらは、EU または第三国の申請者（通常は生産者や生産者グループ）が直接提出する GI 申請書、または EU と第三国の間で締結された日本・EU 協定などの国際協定を通じて保護される。

GI ラベリングに関連する重要な進展が最近いくつかみられる。2022 年 3 月に、欧州委員会が EU 地理的表示制度（改訂版）を提案した<sup>115</sup>。その後、欧州議会と理事会がこの改革に着手している。欧州議会では、Paolo De Castro 議員（S&D、イタリア）が報告者（ラポーター）に任命され、8 月 31 日に欧州議会農業委員会に対して報告書の初期ドラフトを提出したが実質的な内容は含まれず、10 月に提出される報告書の全文を待たなければならない。欧州議会としては、11 月中旬までに欧州委員会に対する修正案を提出する必要がある<sup>116</sup>。議会報告書の策定にあたっては、共同市場内の商標商品との関連性から、欧州議会法務委員会も一定の役割を果たすことになる。

EU 加盟国は、理事会内でもこの改革に取り組んでいる。来年には三機関（理事会、欧州議会、欧州委員会）による交渉が行われ、2023 年末までにはこの改革に関する合意が得られる見込みである<sup>117</sup>。

さらに 2022 年 4 月、欧州委員会は工芸品や工業製品の地理的表示に関する立法案を公開した。これにより、EU はようやく非農業分野の地理的表示の保護のための制度を確立し、EU の法的枠組みは原産地名称と地理的表示に関する WIPO Geneva Act に沿ったものとなった<sup>118</sup>。

欧州議会と理事会もこの改革に取り組み始めている。欧州議会では、Marion Walsmann 議員（PPE、ドイツ）が本件のラポーターに任命され、改革の方向性がまもなく明らかになるとみられる。

---

<sup>114</sup> [https://ec.europa.eu/info/food-farming-fisheries/food-safety-and-quality/certification/quality-labels/quality-schemes-explained\\_en#:~:text=The%20EU%20geographical%20indications%20system,linked%20to%20the%20production%20territory.](https://ec.europa.eu/info/food-farming-fisheries/food-safety-and-quality/certification/quality-labels/quality-schemes-explained_en#:~:text=The%20EU%20geographical%20indications%20system,linked%20to%20the%20production%20territory.)

[https://agriculture.ec.europa.eu/farming/geographical-indications-and-quality-schemes/geographical-indications-and-quality-schemes-explained/regulations-spirit-drinks\\_en](https://agriculture.ec.europa.eu/farming/geographical-indications-and-quality-schemes/geographical-indications-and-quality-schemes-explained/regulations-spirit-drinks_en)

[https://agriculture.ec.europa.eu/farming/geographical-indications-and-quality-schemes/geographical-indications-and-quality-schemes-explained/regulations-aromatised-wines\\_en](https://agriculture.ec.europa.eu/farming/geographical-indications-and-quality-schemes/geographical-indications-and-quality-schemes-explained/regulations-aromatised-wines_en)

<sup>115</sup>[https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP\\_22\\_2185](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_22_2185)

[https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12664-Food-drink-EU-geographical-indications-scheme-revision-\\_en](https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12664-Food-drink-EU-geographical-indications-scheme-revision-_en)

<sup>116</sup> <https://www.origin-gi.com/19-07-2022-origineu-reforms-an-update-on-the-revision-of-the-eu-geographical-indications-scheme-and-the-new-eu-legislation-on-geographical-indications-for-craft-and-industrial-products/>

[https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12664-Food-drink-EU-geographical-indications-scheme-revision-\\_en](https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12664-Food-drink-EU-geographical-indications-scheme-revision-_en)

<sup>117</sup> <https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-9256-2022-INIT/x/pdf>

<sup>118</sup> [https://single-market-economy.ec.europa.eu/industry/strategy/intellectual-property/geographical-indications-craft-and-industrial-products\\_en](https://single-market-economy.ec.europa.eu/industry/strategy/intellectual-property/geographical-indications-craft-and-industrial-products_en)

## 5.2. デンマーク産フェタチーズの原産地表示に関する欧州司法裁判所(ECJ)の判決

2022年7月14日、欧州司法裁判所(ECJ)において、EU製品の輸出における地理的表示と原産地表示を強化する重要判決が下された。

ECJは、デンマークの生産者が保護原産地呼称(PDO)に違反して偽のフェタチーズを製造・輸出することを許可したことにより、デンマークが地理的表示(GI)の保護に関するEU法を破ったとする判決を下した<sup>119</sup>。

ギリシャの白チーズ「フェタ(Feta)」は2002年からPDOに指定されており、EUが2012年に制定した品質制度に関する規則(1151/2012)に基づき、ギリシャの特定の地域(本土のマケドニア、トラキア、エピルス、テッサリア、ペロポネソスと、レスボス県のレスボス、リムノス、アギオスエフストラシオスの地域)で定められた仕様で作られた製品にのみ「フェタ」と表示・販売できることになっている<sup>120</sup>。しかし、デンマークのチーズ生産者は、2012年の規制はEU域内と、包括的経済貿易協定(CETA)に基づくカナダなどの二国間協定が適用される国でのみGIが保護されるという理由で、EU域外への輸出用にPDOの製品仕様に適合しないフェタを製造した。デンマーク政府は、チーズメーカーが主張するEU法の解釈に同意しているため、輸出用のフェタの製造を阻止しなかった。さらに、デンマークの生産者は、「フェタ」と表示されたチーズを、PDOとして登録される前の1960年代からいち早く製造・輸出している。

「フェタ」と表示されているデンマークのチーズは牛乳で作られている。しかし、PDOでは、GI規則で保護されるフェタは、少なくとも70%が羊乳、最大30%が山羊乳で作られなければならないと規定されている。また、羊や山羊は特定の地域で自由に草を食んでいなければならない。

2018年1月、欧州委員会はデンマークに対して侵害手続きを開始し、デンマーク政府に対して、自国のチーズメーカーが「フェタ」と表示された白いチーズを製造・輸出することを許可してはならないと警告する公式書簡を出した<sup>121</sup>。

デンマーク政府は、自国で作られているフェタチーズはフェタPDOとして認可・保護されていない国への輸出用に製造されているため、2012年の規則によるGI規則は適用されないという立場を堅持した。デンマークがこの問題で譲らないため、欧州委員会は、裁判を起す前の最終警告である理由付き意見書を通じて法的手続きを強化し、2019年11月にギリシャとキプロスの支持を得てこの件(C-159/20)をECJに付託した<sup>122</sup>。欧州委員会の訴えは、デンマークが2012年の規制において、「デンマークで製造され第三国への輸出を目的とするチーズに『フェタ』という呼称を使用することを阻止または停止しなかったことにより」、EU法を破ったという単純なものである。

7月14日の判決は、「未登録製品へのPDO名の使用を禁止する2012年規則の文言は、輸出を目的とする製品を除外するものではない」とする欧州委員会の主張を支持するものであった<sup>123</sup>。ECJは、EUの地理的表示制度は、模倣品が輸出を目的としていても、特定の地理的地域で生産さ

---

<sup>119</sup> <https://news.gtp.gr/2022/07/27/eu-court-rules-feta-is-greek-in-denmark-cheese-violation/>

<sup>120</sup> <https://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2012:343:0001:0029:en:PDF>

<sup>121</sup> [https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP\\_19\\_6312](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_19_6312)

<sup>122</sup> <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:62020CN0159:EN:PDF>

<sup>123</sup> <https://curia.europa.eu/juris/document/document.jsf?jsessionid=8443A64C0AF8CA84232DBEF37EC0092D?text=&docid=227417&pageIndex=0&doclang=EN&mode=req&dir=&occ=first&part=1&cid=1744319>

れたものとして、知的財産権としての GI を保護する規制であることを強調している。さらに裁判所は、PDO と PGI の目的は、知的財産権としての名称の均一な保護を確保し、消費者にその付加価値の属性に関する明確な情報を提供することによって、地理的地域に関連する製品の生産者が食品の特定の品質に対する公正な収益を確保することにあるとしている。

欧州司法裁判所は、「たとえ第三国への輸出を目的とした製品であっても、EU 域内で生産された、その PDO の製品仕様に適合しない製品を指定するために PDO フェタを使用することは、これらの目的を損なうものである」と結論付けている<sup>124</sup>。この判決は、過去の ECJ の約 3 分の 2 の判決がそうであったように、法務官の勧告的意見書の立場を忠実に踏襲したものであったため、予想外のものではなかった<sup>125</sup>。Tamara Čapeta 法務官は、意見書の中で「偽のフェタ」という表現を使用した<sup>126</sup>が、7 月 14 日の判決ではより厳格な表現が採用された<sup>127</sup>。

本事案における ECJ の判決は、EU 市場の製品の輸出入における原産地表示に関する動向を見極める上で極めて重要である。同判決は、欧州委員会の立場を厳格な法的裏付けをもって補強し、世界市場における GI および原産地表示の保護に貢献することになるとみられる。特に、パルメザンのようなチーズの PDO を世界的に保護する EU の取り組みをより強固にするものである。ECJ は、PDO の不法輸出によって、国際的に GI を保護する EU の立場が損なわれることを明確にした<sup>127</sup>。

---

<sup>124</sup><https://curia.europa.eu/juris/document/document.jsf?jsessionid=8443A64C0AF8CA84232DBEF37EC0092D?text=&docid=227417&pageIndex=0&doclang=EN&mode=req&dir=&occ=first&part=1&cid=1744319>

<sup>125</sup> <https://connect.ihsmarkit.com/master-viewer/show/phoenix/4246296>

<sup>126</sup><https://curia.europa.eu/juris/document/document.jsf?jsessionid=71055CD22C02324A7DD242EC5180A08C?text=&docid=256041&pageIndex=0&doclang=en&mode=req&dir=&occ=first&part=1&cid=468393>

<sup>127</sup> <https://curia.europa.eu/jcms/upload/docs/application/pdf/2022-07/cp220125en.pdf>

## 6. 持続可能な食品表示の枠組み

欧州委員会によると、消費者が持続可能な食品を選択できるようにするための持続可能な食品表示枠組み提案は、データ収集と食品サプライチェーンのデジタル化を視野に入れた取り組みの一つとなるという。

欧州委員会の DG SANTE (保健衛生・食の安全総局) の Alexandra Nikolakopoulou 担当課長は、「我々の時代はデジタルデータ主導の変革によって特徴付けられる」と述べ、欧州委員会がデータそれ自体だけでなく、データを取り巻くイノベーション全体を最優先事項として検討していることを付け加えた。「例えば、消費者はラベルに基づいてカーボンフットプリントの低い製品を選ぶことが可能になるが、このラベルはデータに基づくものでなければならない」と説明した<sup>128</sup>。

欧州の小売業者や食品製造業者は、食品の環境影響をわかりやすく示す新しいラベルを開拓している。例えば Arla Food 社が採用している、基本的にはカーボンラベルである Eco-score は、その一例である。農食品部門の持続可能性に関して言えば、データは特定の消費者パターンの良質な分析を通じて小売業者が食品ロスを減らすのを助けるなど、様々な方法で利用することも可能である。Arla Food 社は、データの取得と評価、具体的には、炭素排出量を削減するためにタンパク質の食品への使用量を最適化する、データに基づく解決策の導入、窒素の削減の目標設定や水質の改善を提案している<sup>129</sup>。

欧州委員会の最新の Farm To Fork 戦略の中で、その枠組みは次のように概説されている。

消費者への食品情報提供の一環として、また、持続可能な食品システムに関する法的枠組みと併せて、EU は政策 (EU の持続可能な食品表示の枠組みを含む) を推進し、持続可能性基準の普及を促進するために、多国間のフォーラムで、国際持続可能性基準と環境フットプリントの計算方法に関する取り組みを主導する。また、誤解を招くような情報に関する規則の施行も支援する<sup>130</sup>。

ウクライナ戦争と食糧危機のために遅れる可能性もあるが、本提案の施行は、Farm To Fork 戦略を通じて、今のところ 2024 年に設定されている<sup>131</sup>。

今後の方向性を見通すうえで、持続可能な食品表示の枠組み提案の開発に向けた欧州経済社会評議会 (EESC) による勧告が及ぼす影響に注目する必要がある。同枠組み策定のための可能な選択肢を探り、すでに初期段階が開始されたそうした政策枠組みの策定作業において欧州委員会を支援する結論と提案を打ち出すために、2022 年 3 月 26 日にワーキンググループが EESC 内に設置された。これは、より持続可能な食品システムに向けた重要な入口となる表示枠組みを何らかの形で特定するという EESC の方針に基づいたものである。EESC は、消費者がより持続可能な購買決定を行えるようにするための潜在的な手段を探ることで、より持続可能で健康的な食品システムを実際に実現することに貢献すると期待される<sup>132</sup>。

EU の食品システムは高いレベルの食品安全性と幅広い消費者の選択肢を実現している。しかし現在のところ、EU の食品システム全体の持続可能性を高めるための、あらゆる食品システムとそ

<sup>128</sup> <https://www.euractiv.com/section/agriculture-food/news/food-labelling-proposal-will-be-data-led-commission-says/>

<sup>129</sup> <https://www.euractiv.com/section/agriculture-food/news/food-labelling-proposal-will-be-data-led-commission-says/>

<sup>130</sup> <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52020DC0381>

<sup>131</sup> <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52020DC0381>

<sup>132</sup> <https://www.eesc.europa.eu/en/our-work/opinions-information-reports/opinions/towards-sustainable-food-labelling-framework-empower-consumers-make-sustainable-food-choices>

の異なるセクターを横断して変化を調整し推進する水平方向の規制手段は存在しないことが指摘されている。

食品システムの関係者が持続可能な食品を EU 市場で生産・販売するインセンティブ（資金、研究、イノベーションなど）の不足、短期的なコストに基づく消費決定、不完全競争（フードチェーンにおける市場競争の歪み）、輸出入に関連して持続可能な食品と食品システムの側面を考慮する一般規定の不足などが、EU の食品システムが直面する障害となっていると認識されている。

さらに、食品システムと食品の持続可能性の確保を目的とした、加盟国全体に直接適用される統合的な規則がないため、加盟国によって異なる国内アプローチがとられ続け、域内市場のさらなる分断につながる恐れがある。

## 7. 結びに代えて

EUの食品ラベル制度は、ウクライナ戦争による混乱への対応を迫られている。ウクライナ戦争により、EU域内の食品供給システムは深刻な打撃を受けており、欧州委員会の提案及びその後のEU機関による各制度の見直しスケジュールに遅れが出る可能性もある<sup>133</sup>。

2022年3月、欧州委員会は、特定のラベリング要件の実施にある程度の柔軟性が必要な場合があり、この柔軟性は個々の所轄官庁がケースバイケースで適用できることを認めた<sup>134</sup>。これは、加盟国が、ウクライナ戦争に係るロシアへの制裁によって引き起こされた課題に対応し、食品表示に柔軟に対応する必要があるという事情を踏まえたものである。戦争により、加盟国の食品事業者は、一部の食品、特にひまわり油やその他特定の食品の生産に使用される原材料や成分の供給が困難な状況が続いている。食品事業者は、急遽特定の原材料の省略や代替、製造工程やレシピの変更を余儀なくされる可能性がある。場合によっては、他の原料に速やかに切り替える必要があるため、食品事業者は、規則(EU) No 1169/2011に基づくすべての食品表示要件、特に原料リスト、栄養表示、原産国表示に関する特定の要件を完全に遵守することが困難になる可能性がある。

そのため、例えばアイルランド政府は、2022年3月25日にウクライナとロシアの危機に起因する食品表示の課題に関する初期ガイダンスを発表し、食品の表示に関する柔軟な取り扱いを明らかにした。その後、同国の関係当局(FSAI)は政府および食品検査局とのさらなる協議を経て、食品業界が直面する表示における継続的な課題の程度を検討するための調査を実施し、表示の柔軟性に関するガイダンスを見直し、改訂した<sup>135</sup>。改訂されたガイダンスでは、2つの柔軟な対応策として、上書きラベルまたはインクジェット印刷および包装前面シールを採用している。これらの対応策は、原材料が代替された場合に、消費者が正確な情報に適切にアクセスできることを保証する。しかしこれらの対応策は、新しい原材料にアレルゲンが含まれる場合には十分な対応策とはいえない。

すでに印刷されたラベルについては、食品事業者がひまわり油の代わりにどの油脂が使用されたかを消費者に示すために、アレルギー物質に関する情報が正確かつ適切であると確保した上で、シールやその他の類似の「上書きラベル」といった方法(例:インクジェット印刷)を使用することを認めている加盟国(イタリア<sup>136</sup>、スペイン<sup>137</sup>など)もある。また、小売業者は、販売時に原材料の代替の可能性について消費者の注意を喚起するよう要請されている。

またデンマークなどいくつかの国では<sup>138</sup>、当局は、アレルゲン情報に関する法令がすべての事例で遵守され、消費者に誤解を与えないという条件で、食品事業者がすでに印刷されたパッケージの在庫を使い切ることを一時的に許可している。原材料の入れ替えが食品の品質に大きな変化をもたらす場合に限り、デンマーク当局は、消費者に知らせるために店頭に表示することが必要となる可能性を示唆しているが、これは生産者自身の判断に委ねられている。

<sup>133</sup> [https://www.fsai.ie/news\\_centre/labelling\\_ukraine\\_crisis\\_22072022.html](https://www.fsai.ie/news_centre/labelling_ukraine_crisis_22072022.html)

<sup>134</sup> <https://www.beuc.eu/position-papers/temporary-flexibility-application-food-labelling-rules-wake-war-ukraine>

<sup>135</sup> [https://www.fsai.ie/Updated\\_Labelling\\_Ukraine\\_210722/](https://www.fsai.ie/Updated_Labelling_Ukraine_210722/)

<sup>136</sup> [https://www.mise.gov.it/images/stories/normativa/Nota\\_olio\\_di\\_girasole\\_11032022.pdf](https://www.mise.gov.it/images/stories/normativa/Nota_olio_di_girasole_11032022.pdf)

<sup>137</sup> [https://www.aesan.gob.es/AECOSAN/docs/documentos/noticias/2022/report\\_20220317\\_Info rmacion\\_sobre\\_medidas\\_excepcionales\\_de\\_etiquetado\\_.pdf](https://www.aesan.gob.es/AECOSAN/docs/documentos/noticias/2022/report_20220317_Info rmacion_sobre_medidas_excepcionales_de_etiquetado_.pdf)

<sup>138</sup> <https://www.foedevarestyrelsen.dk/Leksikon/aktuelt-om-ukraine/Sider/Forsyningsproblemer-og-maerkning-af-foedevarer.aspx>

まだ印刷されていない包装・ラベルについては、精製油脂の植物由来表示義務の長期的な緩和を検討している政府もある。特にイタリアは、製造業者が原材料のリストに「植物性油脂」という総称を使用し、その後に供給状況に基づいて、食品に含まれる可能性のある植物性の原産地をリストアップすることを提案している。

その他、柔軟な対応策が適切でない場合や食品事業者に追加義務が発生する場合など、ガイドランスに記載されているいくつかの例外措置がある。柔軟性のある措置は、あらゆる変更/更新を条件として、6ヶ月間許可される。食品事業者は、できるだけ早く通常の表示方法に戻すことが期待されている。

加盟国は、当面、欧州委員会からの更なる助言に基づき、追加原材料の供給に関する将来の問題を考慮し、状況の監視と検討を継続する。ガイドランスは必要に応じて更新されるため、食品事業者は引き続き 当局の最新情報を確認する必要がある。EU による新たな食品ラベル制度の提案や今後の決定プロセスもこうした当面の対応課題によって影響を受ける可能性がある。

以上